

平成16年3月12日

1. 出席議員

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 徳 村 | 博 紀 | 13 番 | 井 手 | 常 道 |
| 2 番 | 伊 東 | 茂 | 14 番 | 青 木 | 幸 平 |
| 3 番 | 福 井 | 正 | 15 番 | 中 村 | 清 |
| 4 番 | 水 頭 | 喜 弘 | 16 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 5 番 | 橋 爪 | 敏 | 17 番 | 中 島 | 邦 保 |
| 6 番 | 山 口 | 瑞 枝 | 18 番 | 吉 田 | 正 明 |
| 8 番 | 橋 川 | 宏 彰 | 19 番 | 谷 川 | 清 太 |
| 9 番 | 森 田 | 峰 敏 | 20 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 10 番 | 北 原 | 慎 也 | 21 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 11 番 | 寺 山 | 富 子 | 22 番 | 小 池 | 幸 照 |
| 12 番 | 岩 吉 | 泰 彦 | | | |

2. 欠席議員

7 番 中 村 雄一郎

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 坂 本 | 博 昭 |
| 局 長 補 佐 | 坂 本 | 芳 正 |
| 管 理 係 長 | 迎 | 英 昭 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 桑 | 原 | 允 | 彦 |
| 助 | 役 | 出 | 村 | 素 | 明 |
| 収 | 入 | 井 | 手 | | 馨 |
| 総 | 務 | 唐 | 島 | | 稔 |
| 市 | 民 | 矢 | 野 | | 正 |
| 産 | 業 | 山 | 口 | 賢 | 治 |
| 建 | 設 | 江 | 頭 | 毅 | 一 郎 |
| 企 | 画 | 北 | 村 | 建 | 治 |
| 総 | 務 | 山 | 本 | 克 | 樹 |
| 財 | 政 | 藤 | 田 | 洋 | 一 郎 |
| 税 | 務 | 西 | 本 | 勝 | 次 |
| 福 | 祉 | 峰 | 松 | 光 | 夫 |
| 老 | 人 | | | | |
| 保 | 險 | 平 | 尾 | 弘 | 義 |
| 農 | 林 | 中 | 橋 | 孝 | 司 郎 |
| 商 | 工 | 北 | 御 | 敏 | 則 |
| 都 | 市 | 中 | 川 | | 宏 |
| 環 | 境 | 藤 | 家 | 敏 | 昭 |
| 水 | 道 | 井 | 手 | 讓 | 二 |
| 会 | 計 | 森 | | 久 | 幸 |
| 教 | 育 | 小 | 野 | 利 | 幸 |
| 教 | 育 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 生 | 涯 | 中 | 村 | 博 | 之 |
| 同 | 和 | 田 | 中 | 義 | 明 |
| 生 | 涯 | 武 | 藤 | 竹 | 美 |
| 農 | 業 | 江 | 口 | | 徹 |
| 監 | 査 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | | | | |
| 兼 | 席 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 兼 | 中央 | | | | |
| 公 | 民 | | | | |
| 館 | 長 | | | | |
| 兼 | 参 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | | | | |
| 兼 | 参 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | | | | |
| 兼 | 参 | | | | |
| 事 | 務 | | | | |
| 局 | 長 | | | | |

平成16年 3月12日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について
議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について
（総括質疑、各所管常任委員会付託）
- 日程第3 請 願 上 程 委員会付託
請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採
択を求める請願書（産業建設委員会付託）
-

午前9時59分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

おはようございます。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第31号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、条例改正1件でございます。

それでは、議案第31号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、印鑑登録に伴う本人確認を厳格化するため、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の整備をいたすものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第2 議案第1号～議案第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2、議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算について、議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算についての7件を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。

まず、議案第1号について、藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

おはようございます。議案第1号 平成16年度鹿島市一般会計予算について御説明を申し上げます。

我が国の経済情勢は、地域差はあるものの、輸出や生産が緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加するなど、企業部門は回復しており、雇用情勢も持ち直しの動きが見られるが、物価の下落幅は減少しているものの、デフレ傾向はなお継続しているとされております。

この状況の中、国の16年度一般会計予算は、これまでの改革断行予算の基本路線を継続し、歳出改革の推進により歳出水準を実質的に15年度以下に抑制するとされております。

一方、地方財政におきましては、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めず、依然として大幅な財源不足が生じており、このため、国と地方に関する三位一体の改革の推進により、簡素で効率的な行財政システムを構築することを目標とし、地方財政計画の歳出については、国の歳出予算と負を一にして、民間委託の推進など徹底した事務事業の見直しや、国庫補助金等の廃止による補助事業の抑制を行うとともに、定員の計画的削減、単独事業費の減額などにより地方財政計画の規模の抑制に努め、財源不足額の圧縮を図ることを基本として地方財政対策が講じられました。

このような経済財政環境の中で、鹿島市の新年度の予算編成に当たりましては、例年どおり第4次鹿島市総合計画の方向に沿った市勢発展を理念とし、実施計画と中期財政計画を踏まえて予算編成作業を実施いたしておりましたが、12月19日に公表された本年度の地方財政計画で、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額が前年度比で12%減と、中期財政計画で想定していた額よりもさらに大幅な減収となったことから、予算編成の見直しを迫られ、例年以上の歳出削減を各課にお願いするとともに、15年度予算について単独事業費の予算残の20%の予算凍結をお願いし、16年度の財源とするなど、例年になく厳しい予算編成を行っております。

まず、最初に別冊の平成16年度一般会計当初予算、予算参考資料をごらんいただきますでしょうか。

予算参考資料の1ページをごらんください。

鹿島市一般会計当初予算、予算参考資料でございます。

この1ページでございますが、左側の方に平成16年度の地方財政計画を掲げております。右側に鹿島市の予算概要を対比させております。地方財政計画における人件費や地方単独事業の削減などによる財政規模の縮小に伴い、地方交付税と臨時財政対策債の削減が鹿島市の財政に及ぼす影響などをあらわしている表です。

詳しい説明は省略いたしますが、4の長期債務残高につきまして少し説明させていただきます。

国と地方全体で借入金が急激に累増し、そのことが財政を圧迫している一つの要因となっております。

一方、鹿島市におきましては、中期財政計画等の策定を通じ、常に適正な地方債の発行を念頭に努めてきた結果、平成12年度をピークとして減少に転じております。ただし、13年度からの臨時財政対策債の発行が多額に上り、想定したようには減少いたしておりませんが、臨時財政対策債は100%の交付税算入があり、それを除いた残高に対しても53.3%の交付税算入があるため、実質的な負担は4,938,000千円、16年度末でございますが、4,938,000千円となっているところでございます。

なお、2ページ以降に歳入歳出予算状況や前年比較表などを、12ページからは投資的事業一覧表を、19ページからは総合計画の重点プロジェクト実施状況を掲げておりますので、参考にしてください。

続きまして、議案書別冊の平成16年度鹿島市予算書、鹿島市予算書に関する説明書で御説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,437,533千円といたしております。これは15年度当初予算と比較し、0.5%の減、減税補てん債の借りかえを除くと3.2%

の減となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、3ページから13ページまでの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、14ページの第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条、地方債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は、15ページの第3表 地方債のとおりでございます。

第4条、一時借入金の限度額を15億円といたしております。

2ページをごらんください。

第5条、歳出予算の流用について、人件費に係る部分の流用範囲を定めております。

3ページから13ページまでの説明は省略いたします。

14ページをごらんください。

第2表 債務負担行為につきましては、年度をまたがって契約する庁用車や事務機器等の賃借料を負担する設定をいたしております。

15ページをごらんください。

第3表 地方債につきましては、投資事業などの6事業に、上水道事業出資債、減税補てん債、臨時特例借換債、臨時財政対策債を加え 1,137,600千円といたしております。これは前年当初と比較して臨時財政対策債が31.8%の大幅な減となったものの、臨時特例借換債の計上などにより 4.9%の増となっております。

地方債のうち、臨時特例借換債は、平成7年度、8年度に発行いたしました減税補てん債を借りかえるもので、16年度に一括償還することとして計画いたしておりましたが、地方財政計画では借換債を発行することとされたことによるもので、317,500千円の大きな額となっております。

また、臨時財政対策債は、通常収支の不足につきまして、その不足額を国と地方が折半するという制度であります。16年度では地方財政計画の地方単独事業などの削減などにより、通常収支不足が大幅に減少しているため、210,000千円、31.8%の大きな減を見込んでおります。

ちなみに、これらすべての起債の元利償還金に対し、後年度普通交付税に措置される算入率は、約76.4%を見込んでおります。

それでは、予算の内容につきまして、46ページの次の平成16年度鹿島市一般会計予算に関する説明書により御説明いたします。

47ページ、50ページの説明は省略いたします。

51ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款. 市税、1項. 市民税、1目. 個人では、景気の落ち込

みなどから、給与所得を初めとして所得全体の伸びをマイナスと見込み、所得控除もマイナスの伸びと推計し、税額で前年度比較56,000千円減の 642,000千円で計上いたしております。

2目. 法人は、一部企業の業績がおおむね顕著であるものの、全体として決算見込みからはマイナスを見込んでおります。しかし、予算計上額といたしましては、前年度比較23,000千円増の 307,300千円で計上いたしております。

52ページをごらんください。

1款2項1目. 固定資産税では、総評価見込みや過去の実績により推計し、全体で前年度比較21,000千円増の 1,427,000千円で計上いたしております。

2目. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、実績を勘案し計上いたしております。

53ページをごらんください。

1款3項1目. 軽自動車税は、販売台数が堅実で、これを勘案し計上いたしております。

54ページをごらんください。

1款4項1目. 市たばこ税は、収入実績などを勘案し、前年度比較16,900千円の増で計上いたしております。

55ページをごらんください。

1款5項1目. 入湯税は、収入実績を勘案し計上いたしております。

56ページをごらんください。

特別土地保有税につきましては、地方税法改正により、平成15年度分から課税しないこととされたことから廃項といたしております。

57ページをごらんください。

2款. 地方譲与税、1項1目. 所得譲与税は、三位一体の改革による国庫補助負担金の恒久的一般財源化に対応して、本格的な税源移譲までの暫定措置として新たに創設されたもので、所得税の一部を、用途を限定しない一般財源として人口を基準に譲与されるもので、50,000千円と見込み、計上いたしております。

1項. 所得譲与税の創設により、自動車重量譲与税以下の項番号を繰り下げております。

58ページをごらんください。

2款2項1目. 自動車重量譲与税は、地方財政計画と収入実績等を勘案し、前年度比較10,000千円の増で計上いたしております。

59ページをごらんください。

2款3項1目. 地方道路譲与税につきましては、歳入実績と地方財政計画を考慮し、前年同額で計上いたしております。

60ページをごらんください。

3款1項1目. 利子割交付金は、低金利を考慮し、前年同額で計上いたしております。

61ページをごらんください。

4款1項1目．配当割交付金と、62ページ、5款1項1目．株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ地方税法改正に伴う新たな創設であります、交付金額が未定のため、科目のみといたしております。

これら4款．配当割交付金と5款．株式譲渡所得割交付金の創設により、地方消費税交付金以下の款番号を繰り下げております。

63ページをごらんください。

6款1項1目．地方消費税交付金は、歳入実績と地方財政計画を考慮し、前年度比較10,000千円の増で計上いたしております。

64ページをごらんください。

7款1項1目．自動車取得税交付金につきましては、歳入実績と地方財政計画を考慮し、前年同額で計上いたしております。

65ページをごらんください。

8款1項1目．地方特例交付金は、恒久的な減税による地方税の減収を補てんするもので、これも歳入実績と地方財政計画を勘案し、前年同額で計上いたしております。

66ページをごらんください。

9款1項1目．地方交付税につきましては、市税と並ぶ主要一般財源で、しかも一般財源に占める割合が最大のものでございます。

このうちの地方交付税の算定に当たっては、過大、あるいは過小な見積もりとならないよう、例年細心の注意をしながら積算いたしております。

16年度の国の予算編成においては、9年連続しての多額な収支不足が発生している地方財政計画や地方交付税の抜本の見直しが焦点となり、平成15年6月27日閣議決定された経済財政運営等構造改革に関する基本方針、いわゆる基本方針2003の趣旨にのっとり、給与関係経費の削減や投資単独事業の大幅な削減などにより、通常収支不足額は前年度に対して3兆2,300億円、24.1%縮小されましたが、それでもまだ10兆1,700億円の不足額が発生する見込みとなったため、地方の財源不足額については、国と地方が折半とし、地方負担分については臨時財政対策債で補てんするという、15年度までのルールをさらに3年間延長することとされました。

補てんルールは延長されたものの、地方財政計画の歳出について大幅な削減が図られたことにより、地方交付税が1兆1,800億円、6.5%の減、臨時財政対策債が1兆6,800億円、28.6%の減となり、交付税と臨時財政対策債を合計した額で2兆8,600億円、12%の減と予想をはるかに上回る大幅な減となっております。

これらを内容とした地方財政計画の公表により、冒頭申し上げましたように、予算編成の見直しを余儀なくされたものでございます。

このことを踏まえながら、鹿島市の16年度の普通交付税の算出に当たっては、例年どおり

積み上げ計算が可能なものについては積み上げて算出し、それ以外のものについては地方財政計画に基づき算定いたしております。

この結果、基準財政需要額で15年度決定実績対比 1.9%の減、基準財政収入額で同比 3.9%の増を見込み、33億円程度と推計いたしております。これは15年度決定実績対比 7.3%の減を見込んでおります。これから推計誤差と補正財源を見込んで50,000千円を留保し、3,250,000千円で当初予算を計上いたしております。これは15年度決定実績対比 8.7%の減、当初予算対比では 5.8%の減となっております。また、特別交付税は前年同額の8億円で当初計上いたしております。

67ページをごらんください。

10款 1項 1目. 交通安全対策特別交付金は、歳入実績と地方財政計画を考慮し、前年度比較 1,000千円の増で計上いたしております。

68ページをごらんください。

11款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金は、説明欄の土地改良施設の改修や圃場整備事業、あるいは漁港、小規模改修などの各種事業の受益者の分担金でございます。

2目. 土木費負担金と3目. 災害復旧費負担金は、いずれも事業費が未確定のため、科目のみといたしております。

69ページをごらんください。

同じく11款 2項. 負担金、1目. 民生費負担金と3目. 教育費負担金は、いずれも説明欄の措置費、運営費などについて、利用者本人、扶養義務者、保護者の負担金などを計上いたしております。

前年比較増は、3節. 児童福祉費負担金のうち、保育所運営費において、入所児童の低年齢化などによる保護者負担金の増などによるものであります。

2目. 農林水産業費負担金につきましては、多良岳開拓建設事業の受益者負担金を、4目. 衛生費負担金は、杵島・藤津地区内の8医療機関が実施している夜間救急外来診療体制事業補助金の他市町負担金を計上いたしております。

70ページをごらんください。

12款. 使用料及び手数料、1項. 使用料の1目. 総務使用料から5目. 土木使用料までと、次のページになりますが、6目. 教育使用料につきましては、各種施設の使用料を計上いたしております。

72ページをごらんください。

同じく12款 2項. 手数料、1目. 総務手数料は、市民課、税務課窓口の証明手数料を中心に計上いたしております。

2目. 衛生手数料は、主にゴミ収集手数料、ゴミ袋の売却代でございますが、全体として

ほぼ前年並みを計上いたしております。

3目．農林水産手数料は、メジロなどの鳥獣を飼育するための登録手数料でございます。

4目．土木手数料と5目．消防手数料は、説明欄の手数を前年同額で計上いたしております。

74ページをごらんください。

この74ページ、13款．国庫支出金、1項．国庫負担金から、75ページ、2項．国庫補助金、76ページ、3項．委託金、77ページ、14款．県支出金、1項．県負担金、78ページの2項．県補助金、82ページの3項．委託金までにつきましては、説明欄に記載いたしておりますように、歳出における事務事業に対する国、県の負担金、補助金、委託金で、歳出予算に伴い算定した額を計上いたしております。

84ページをごらんください。

15款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入は、普通財産の土地・建物の貸付収入でございます。

2目．利子及び配当金は、基金の利子が主なもので、現在の低金利から前年比較減となっております。

85ページをごらんください。

同じく15款2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入と2目．物品売払収入は、科目のみの計上でございます。

86ページをごらんください。

16款1項．寄附金、1目．民生費寄附金、3目．教育費寄附金、4目．災害復旧費寄附金は、科目のみの計上でございます。

2目．農林水産業費補助金は、音成地区の圃場整備に伴うものでございます。

87ページをごらんください。

17款．繰入金、1項1目．基金繰入金のうち、財政調整基金からの繰入金として、財源不足により380,000千円を取り崩すことといたしております。

この財源不足は、地方交付税のところで説明しましたように、交付税と臨時財政対策債を合計した額が決算見込み対比で6億円を超える大きな減収となったこと、さらには、当初予算の段階では、歳入はどうしても片目にしか見ることができないこと、歳出では最大限を見込まざるを得ないといったこととも相まっております。

また、中期財政計画でも、財源不足は織り込んでいたこととありますが、推計を上回る地方交付税と臨時財政対策債の落ち込みとなっておりまして、今後1年間の予算を執行する中で、歳入における所定額の増額確保と、歳出における削減の努力をすることにより、できるだけ圧縮していきたいと考えております。

なお、15年度の予算凍結や繰越金の増額確保などにより、現段階での見込みでは、財政調

整基金の取り崩し額は1億円程度になると推計をいたしております。

このほか、減債基金からの繰入金では、一般分につきまして、従来からの財源対策債償還費のほかに、今年度からは臨時財政対策債償還費及び減税補てん債償還費についても取り崩すことといたしております。

また、下水道分についても計画額を取り崩すものでございます。

88ページをごらんください。

同じく17款2項、他会計繰入金、1目、水道事業会計繰入金は、16年度退職予定者の水道課在職期間による退職金相当額と、電算関係事務処理相当額を水道事業会計から繰り入れるもので、前年比較の増は水道課に勤務した退職予定者が多いためでございます。

3目、国民健康保険会計繰入金も、電算関係事務処理相当額を国保会計から繰り入れるものでございます。

89ページをごらんください。

18款1項1目、繰越金は、15年度決算に伴う繰越金で、科目のみといたしております。

90ページをごらんください。

19款、諸収入、1項、延滞金・加算金及び過料、1目、延滞金は、市税の延滞金が主なものでございます。

91ページをごらんください。

同じく、19款2項1目、市預金利子は、普通預金利子で、現在の低利率から減額計上いたしております。

92ページをごらんください。

同じく、19款3項、貸付金元利収入は、1目、総務費貸付金元利収入から4目、商工費貸付金元利収入まで、貸付金と預託金の元利収入で、借り入れ実績が少ない労働金庫預託金を減額し、要望が多い市中銀行預託金を増額いたしております。

93ページをごらんください。

同じく19款4項、受託事業収入、1目、農林水産業費受託事業収入は、説明欄の農業者年金などの受託事業収入でございます。

94ページをごらんください。

同じく19款5項、雑入は、説明欄に掲げております事務事業に係る収入でございます。

このうち、6目、雑入で、前年度比較の減は3節、健診等徴収金の基本健康審査徴収金の減と、4節、雑入で、次のページになりますが、15年度では蟻尾山公園整備のためのスポーツ振興くじ助成金を計上していたことなどによるものでございます。

97ページをごらんください。

20款1項、市債につきましては、1目、土木債は、市道や都市公園などの整備に伴うもので、蟻尾山公園整備事業などの減から前年度比較で大きく減額となっております。

2目．消防債は、消防基盤の整備事業に係るもので、前年度と同額を計上いたしております。

3目．教育債は、西部中学校の大規模改造事業に伴うもので、事業費が増額となったため前年比較増となっております。

4目．水道企業出資債は、中木庭ダム建設に伴い、一般会計の負担分として水道会計へ出資するもので、事業量が増加したことから、前年比較増となっております。

5目．住民税等減税補てん債は、恒久的な減税に伴う減収額を補てんするため発行するもので、平成7年度、8年度発行分の借りかえを実施するため、前年度比較で大きく増額となっております。

6目．臨時財政対策債につきましては、通常収支の不足を補てんする制度で、地方財政計画で28.6%の大幅な減となったことから、大きな減額を見込んでおります。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

98ページをごらんください。

1款1項1目．議会費は、議会の運営に要する経費で、10節．議長交際費では11.1%の節減をお願いいたしております。

100ページをごらんください。

2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費は、各種委員と嘱託員の報酬、特別職と職員44名の人件費及び全庁的に費用する経費を計上いたしております。

このうち、10節．市長交際費は20%の減額で計上いたしております。目全体で、前年度比較の大きな減は、3節．職員手当等で退職予定者が少ないことなどが主なものでございます。

101ページをごらんください。

2目．文書広報費は、市報等の発行経費でございまして、次のページになりますが、11節．需用費には、市制施行50周年にあわせて作成する市勢要覧の印刷費を計上いたしております。

そのまま 102ページをごらんください。

3目．財政管理費は、予算書、決算書等の印刷経費が主なものでございます。

4目．財産管理費は、市有財産を管理する経費で、保険料や市有林管理経費などでございます。

前年比較の増は次のページになりますが、25節．積立金説明欄の下水道分の減債基金積立金の増額などによるものでございます。

そのまま 103ページをごらんください。

5目．会計管理費は、会計事務に要する経費でございます。

6目．庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費として、光熱水費、清掃費などの経費を計上いたしております。

目全体で、前年度比較減は次のページの13節。委託料で、清掃委託料等について3%の削減を実施したこと、16節。原材料費の駐車場舗装改修費の減が主なものとなっております。

そのまま104ページをごらんください。

7目。企画費は、13節。委託料に市制施行50周年事業経費を計上するほか、各節にまたがり関係経費を計上いたしております。

また、市町村合併対策事業経費として、次のページになりますが、19節。負担金補助及び交付金で、説明欄の合併協議会への負担金を5,000千円計上するなどいたしております。

このほか、19節では、JR長崎本線存続運動経費を初め、杵藤広域総務費負担金や乗客の少ない路線バスの運行費補助金などを計上いたしております。

そのまま105ページをごらんください。

8目。市民会館費は、人件費を含む管理運営経費で、次のページになりますが、15節。工事請負費では、年次計画により市民会館の会議室の空調機を改修しております。

そのまま106ページをごらんください。

9目。交通対策費は、交通安全対策に要する経費で、交通安全指導員の報酬などでございます。

107ページをごらんください。

10目。職員研修費は、職員の研修に要する経費で、公務員倫理研修を含む経費を計上いたしております。

11目。地域振興費は、地域活性化や国際化の推進などに要する経費で、次のページになりますが、19節。負担金補助及び交付金では、説明欄のふるさとづくり交付金にふるさと創生基金を計画的に取り崩すことといたしております。

そのまま108ページをごらんください。

12目。情報システム管理費は、庁内事務機器の管理運用に要する経費のほか、次のページになりますが、14節。使用料及び賃借料で、16年度では、14年度からの引き続きの整備分とあわせて、おおむね職員1人1台程度の保有となるように電算機導入経費も計上いたしております。

また、19節。負担金補助及び交付金では、杵藤広域電算センター負担金に戸籍の電算化に必要な負担金を合わせて計上いたしております。

110ページをごらんください。

同じく2款2項。徴税费、1目。税務総務費は、職員17名の人件費と一般経費を計上いたしております。

このうち、13節。委託料では、14年度から地籍調査の成果図などを数値情報化する経費を計上し、18節。備品購入費には、地籍管理システム導入経費を計上いたしております。

目全体で、前年比較の減は、職員人件費及び数値情報化経費の減に伴うものでございます。

111ページをごらんください。

2目．賦課徴収費は、市税の課税と納税報奨金など、徴収に要する経費で、目全体で前年比較の増は13節．委託料で、評価がえの準備経費としての鑑定評価委託料などの増によるものでございます。

112ページをごらんください。

同じく2款3項1目．戸籍住民基本台帳費は、職員10名の人件費と戸籍や住民基本台帳に関する事務に要する経費で、前年比較の増は職員の異動に伴う人件費の増などによるものでございます。

114ページをごらんください。

同じく2款4項．選挙費、1目．選挙管理委員会費は、委員報酬、職員の人件費を含め一般経費でございます。

2目．選挙啓発費は、明るい選挙など、選挙啓発に要する経費でございます。

115ページをごらんください。

3目．参議院議員通常選挙費と、116ページの4目．有明海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、いずれも任期満了に伴う選挙に要する経費を計上いたしております。

118ページをごらんください。

同じく2款5項．統計調査費、1目．統計調査総務費は、職員の人件費を含む一般経費でございます。

2目．諸統計費は、説明欄の各種統計調査に要する経費を計上いたしております。

120ページをごらんください。

同じく2款6項1目．監査委員費は、監査事務に要する経費で、委員報酬、職員人件費、研修旅費のほか、一般経費でございます。

122ページをごらんください。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費は、社会福祉事務事業に要する経費として、職員7名の人件費や13節．委託料で、民生委員調査活動委託金のほか、19節．負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、説明欄の社会福祉協議会運営補助金を初めとする助成経費を計上いたしております。

前年比較の増は、28節．繰出金のうち、国民健康保険特別会計への繰出金が大きく増となるものでございます。また、14年度から引き続き奨学資金貸付基金の積み増しも行っております。

そのまま123ページをごらんください。

2目．身体障害者福祉費は、施設や在宅の障害者の福祉の向上に要する経費で、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金と、20節．扶助費が中心となっております。

目全体の前年比較増は、19節．負担金補助及び交付金で、説明欄の障害者小規模通所授産

施設運営補助金の計上によるものでございます。

そのまま 124ページをごらんください。

3目．知的障害者福祉費も、施設や在宅の知的障害者の福祉の向上に要する経費で、前年比較増は、次のページになりますが、20節．扶助費で、知的障害者施設支援費の増などによるものでございます。

また、今年度からすこやか教室事業経費につきまして、身体障害者福祉費から移動し、計上いたしております。

そのまま 125ページをごらんください。

4目．国民年金事務費は、職員の人件費、一般経費など、年金事務の経費でございます。前年比較減は、職員人件費の減によるものでございます。

126ページをごらんください。

5目．同和対策費は、職員の人件費を含め、差別の解消や人権に関しての啓発に要する経費を計上いたしております。

128ページをごらんください。

同じく3款2項．高齢者福祉費、1目．高齢者福祉総務費につきましては、職員の人件費、福祉センター管理経費を含め、施設や在宅の高齢者福祉の向上に要する経費を計上いたしております。

13節．委託料では、生きがい活動支援経費、在宅介護支援センター運営経費、高齢者等生活支援経費のほか、次のページになりますが、在宅介護支援経費などや20節．扶助費では、施設措置費などが主なものでございます。

19節．負担金補助及び交付金には、杵藤広域介護保険事業への負担金を計上いたしておりますが、介護保険給付費の増により負担金は大きな伸びとなっており、前年比較の増はこれによるものでございます。

130ページをごらんください。

同じく3款3項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費は、児童相談員報酬、職員の人件費、子育ての相談などを受ける地域子育て支援センター経費、放課後児童対策経費、児童遊園管理経費など、児童福祉の向上に係る経費で、13節．委託料で次世代育成支援法による行動計画策定経費を計上いたしております。

前年比較減は、職員人件費の減などによるものでございます。

131ページをごらんください。

2目．保育所運営費は、13節．委託料で民間保育所運営費を計上するほか、19節．負担金補助及び交付金で、延長保育、一時保育、障害児保育など、特別保育対策経費を計上いたしております。

3目．保育所みどり園費は、3ページにまたがり、職員13名の人件費のほか、みどり園の

保育事業に要する経費を計上いたしております。

前年比較の減は、職員人件費の減によるものでございます。

このほか、16年度からは公立保育所運営費の一般財源化が実施されたことから、運営費の国県補助金を減額いたしております。

133ページをごらんください。

4目．母子福祉費は、母子家庭などの福祉の向上に要する経費で、母子自立支援委員の設置に要する経費や20節．扶助費では、母子家庭や乳幼児の医療費の助成経費、児童扶養手当などを計上いたしております。

なお、次のページの28節．繰出金は、乳幼児医療費が現物給付になったことに伴うペナルティー分を国保会計に繰り出すものでございます。

そのまま 134ページをごらんください。

5目．児童措置費は、児童手当の給付に係るもので、16年度の制度改正に伴い、支給年齢が9歳まで延長され、給付額が1.5倍程度になる見込みですが、増見込み額につきましては9月で計上することといたしております。

135ページをごらんください。

3款4項．生活保護費、1目．生活保護総務費は、職員の人件費を含む生活保護事務関係経費でございます。

2目．扶助費につきましては、次のページにまたがり、説明欄の各扶助費を計上いたしております。

137ページをごらんください。3款5項1目．災害救助費は、20節．扶助費で火災見舞金を計上し、それ以外は科目のみといたしております。

138ページをごらんください。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費は、職員9名の人件費、休日急患センターの運営に係る経費が主なものでございます。

前年比較の増は、19節．負担金補助及び交付金で、次のページになりますが、夜間救急外来診療体制整備事業負担金を計上いたしたことによるものでございます。

そのまま 139ページをごらんください。

2目．予防費では、結核、日本脳炎、インフルエンザなどの各種予防接種経費のほか、杵藤広域伝染病隔離病舎の負担金など、病気の予防に関する行政経費を計上いたしております。

3目．老人保健費は、高齢者の健康管理に要する経費でございます。次のページになりますが、13節．委託料で、節目健診など健康診査に係る経費を計上いたしております。

このほか、健康相談、訪問指導などの経費を計上し、あわせて28節．繰出金で、老人保健特別会計への繰出金を計上いたしております。

前年比較の増は、この繰出金の大きな増が主なものでございます。

そのまま 140ページをごらんください。

4目．母子保健費は、妊婦、乳児の各種健康診査、健康相談など、母子の健康管理に要する経費でございます。

141ページをごらんください。

5目．環境衛生費は、狂犬病予防経費のほか、19節．負担金補助及び交付金で、杵藤広域葬祭公園負担金を計上いたしております。

6目．公害対策費は、公害対策に係る経費で、騒音、振動、水質などの測定検査経費を計上いたしております。

7目．環境保全費につきましては、11節．需用費で、シギ・チドリ類生息地保全の啓発関係経費を計上し、19節．負担金補助及び交付金で、自然保護育成実践活動事業として、学童環境教育、生ごみ堆肥化、EMジャブジャブ作戦の三つを柱とする事業への助成経費や、家庭用合併処理浄化槽設置に対する助成費を計上いたしております。

143ページをごらんください。

8目．簡易水道費は、職員の人件費ほか一般経費で、19節．負担金補助及び交付金で、山浦地区簡易水道組合の排水管布設がえ事業補助金を計上いたしております。

144ページをごらんください。

同じく4款2項．清掃費、1目．清掃総務費は、ごみ処理やリサイクルなどの指導に当たる職員8名の人件費、公衆トイレの清掃、地区の下水・排水路清掃時の汚泥処分などの清掃管理経費、杵藤広域ごみ処理負担金、衛生施設組合負担金などを計上いたしております。

このほか、13節．委託料では、15年度に引き続き緊急雇用創出基金からの補助を受け、ごみマップ作成委託料として不法投棄ごみのマップ作成、このごみの撤去、パトロールの増加などの事業を実施いたすものでございます。

145ページをごらんください。

2目．廃棄物処理費は、ごみ減量化、リサイクルに対する奨励金、ごみ袋の購入費、資源物収集運搬手数料、電動生ごみ処理機助成経費などを計上いたしております。

特に、13節．委託料は、ごみ収集に係る経費やごみ袋の販売経費などでございます。

146ページをごらんください。

5款．労働費、1項．労働諸費、1目．労働振興費は、雇用対策、勤労者の福祉向上に要する経費で、職員の人件費を含め、18節．備品購入費では、高齢者職業相談室のエアコン設置や、次のページになりますが、21節．貸付金では、勤労者への金融対策として労働金庫預託金を計上いたしております。

前年度比較の減は、この預託金の減によるものです。

148ページをごらんください。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、農業委員の報

酬、職員4名の人件費など、農業委員会や事務局の運営経費と、農業者年金や農地流動化など事務事業に要する経費を計上いたしております。

149ページをごらんください。

2目．農業総務費は、職員20名の人件費や一般経費を計上いたしております。

3目．農政事業費は、前年度までは農業振興費で名称変更いたしておりますが、農業振興のための政策的経費を中心に計上いたしております。

後継者育成、農地集積などに対する助成経費を初め、次のページになりますが、13年度に調査着手した中山間地域総合整備の実施計画策定のため、所要経費を9節．旅費、13節．委託料、19節．負担金補助及び交付金に計上するとともに、同じく負担金補助及び交付金では、5年目となります中山間地域等直接支払交付事業を計上いたしております。

前年比較の減は、主に目の内容変更によるものでございます。

151ページをごらんください。

4目．農業振興費は、前年度までは農産対策費で、これも名称変更いたしておりますが、農業振興の主にソフト事業に係る経費と、水田農家の経営の安定化、高度化などに要する経費を計上いたしております。

19節．負担金補助及び交付金で、農業金融対策経費を初め、学校給食の食材に県内産、農畜産物の使用を促進するための「ふるさとの食の日」支援事業経費、新さが水田農業経営確立推進事業として、転作に係る協議会への助成経費や生産体制の高能率化を図るため、16年度はコンバインの導入を実施する新世紀さが水田農業経営確立推進事業経費、また、有害鳥獣防止対策に要する経費もわずかずつではありますが、増額しながら計上をいたしております。

前年度比較の増は、主に目の内容変更によるものでございます。

5目．園芸振興費は、園芸農家の振興に要する経費で、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で、収益性が高く、競争力のある園芸農業を確立するため、ポスト新世紀さが園芸農業確立対策事業経費などを計上いたしております。

前年度比較の大きな減は、15年度にミカン選果場に対する助成経費を計上していたことによるものでございます。

そのまま 152ページをごらんください。

6目．畜産業費は、畜産業の振興に係る経費を計上いたしております。家畜排泄物適正処理法関連経費として、16節．原材料費で、家畜排泄物対策原材料支給費を計上し、19節．負担金補助及び交付金で、家畜ふん尿の適切な処理と利用を促進するさが畜産環境クリーンアップ事業費を計上いたしております。

また、次のページになりますが、増殖に意欲的な農家の繁殖用雌牛導入に対する家畜改良増殖事業補助金や、効率的な飼料生産体制を確立するための機械導入事業としての研さん、

自給飼料増産対策事業補助金などを計上いたしております。

前年度比較の減は、さが畜産環境クリーンアップ事業費の減によるものでございます。

そのまま 153ページをごらんください。

7目．農地整備費は、農業基盤整備に要する経費で、15節．工事請負費では、七浦・音成地区の団体営圃場整備費などを計上するほか、19節．負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、説明欄の圃場整備償還助成経費などを計上いたしております。

前年度比較の減は、音成地区圃場整備費の減によるものでございます。

そのまま 154ページをごらんください。

8目．土地改良事業費は、土地改良施設の維持管理関係経費と排水対策償還助成経費を初めとし、次のページの14節．使用料及び賃借料と、16節．原材料費で、農道舗装や水路整備のための重機使用料、原材料を中心に計上いたしております。

また、13節．委託料では、緊急雇用創出基金事業で実施する農道環境整備事業を計上いたしており、前年比較の増は、この事業実施などによるものでございます。

157ページをごらんください。

同じく6款2項．林業費、1目．林業振興費につきましては、林業の振興経費として、担い手の育成、森林や林道の維持管理費、自然の館の維持管理、海の森造林などに要する経費でございます。

次のページの19節．負担金補助及び交付金では、造林、間伐、後継者対策などの事業につきまして助成経費を計上いたしております。

また、3年目となります35年生以下の人工林に直接補助する森を守る交付金事業につきましても計上いたしております。

前年度比較の大きな減は、人件費の減及びふるさと林道整備事業が完了したことなどによるものでございます。

159ページをごらんください。

6款3項．水産業費、1目．水産業振興費は、職員の人件費を含む水産業の振興経費で、13節．委託料では、新規に海底の耕うんを実施する有明海漁場環境保全事業経費を計上し、19節．負担金補助及び交付金では、事務事業の負担金や補助金を計上いたしております。

このうち、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業では、七浦漁港地区内のモガイ工場の施設整備費を計上いたしております。

このほか、次のページになりますが、21節．貸付金では、漁業者の金融対策として、信漁連への預託金を計上いたしております。

前年度比較大きな減は、ノリの協業化モデル事業が完了したことによるものでございます。

そのまま 160ページをごらんください。

2目．漁港管理費は、漁港の維持管理費で、14節．使用料及び賃借料で、漁港のしゅんせ

つ経費が主なものでございます。

3目. 漁港建設費は、13節. 委託料で、飯田漁港の竣工認可申請に必要な地籍測量図の作成経費を、次のページになりますが、15節. 工事請負費で、飯田漁港の外堤防に防風さくを設置するための所要経費を計上いたしております。

前年度比較大きな減は、職員人件費を1目. 水産業振興費に計上したことによるものでございます。

162ページをごらんください。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費は、職員6名の人件費でございます。

7目. 商工業振興費は、商工業の振興経費として、消費生活相談、企業誘致対策、市営駐車場の管理、商工団体活動推進、金融対策などで、15節. 工事請負費では、谷田工場団地への案内板の案内標識を設置する経費を計上し、次のページになりますが、19節. 負担金補助及び交付金では、商店街の活性化や地場産業の振興などに要する助成経費、また、空き店舗対策として2店への助成費を計上いたしております。

このほか、21節. 貸付金で、歳入で御説明いたしましたように、中小企業、商工業者に対する金融対策として市中銀行への預託金を増額いたしております。

また、22節. 補償補てん及び賠償金で、貸付保証料などの経費を計上いたしております。

164ページをごらんください。

3目. 観光費は、観光の振興に要する経費で、観光宣伝、桜まつり、物産展など、観光客誘致に係る経費を初め、キャンプ場、干潟展望館、物産館などの観光施設の管理経費を計上するほか、19節. 負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、伝承芸能フェスティバル経費と、観光さが魅力アップキャンペーン事業負担金を計上いたしております。

166ページをごらんください。

8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費は、職員の人件費や防災協会負担金でございます。

167ページをごらんください。

同じく8款2項. 道路橋梁費、1目. 道路橋梁総務費は、職員の人件費を含め、13節. 委託料では、道路台帳整備、法定外公共物譲与申請に要する経費を計上し、19節. 負担金補助及び交付金には、有明沿岸道路など建設期成会経費や、協会負担金を計上いたしております。

前年比較の減は、法定外公共物譲与申請の減及び15年度に実施しました公有水面占用調査費の完了などによるものでございます。

168ページをごらんください。

2目. 道路維持費は、市道の維持管理に要する経費で、職員の人件費を含め、15節. 工事請負費の中では、道路修繕、側溝整備を初め、少ない経費で生活道路を改良して、地域の利便を図る地域密着型改良事業を計上し、また、同様の理由から、14節. 使用料と次のページ

になります。16節. 原材料費では、市道の維持補修の経費を計上いたしております。

そのまま 169ページをごらんください。

3目. 道路新設改良費は、職員の人件費を含め、次のページの13節. 委託料で、辺地道路、中川内～広平線や浅浦～仏谷線などの設計委託料、15節. 工事請負費も、中川内～広平線や単独市道などの整備経費、17節. 公有財産購入費と22節. 補償補てん及び賠償金も、これら路線などの用地取得費や補償経費を計上いたしております。

前年度比較の大きな減は、逆川線道路改良事業費の減が主なものでございます。

4目. 交通安全施設等整備事業費では、ガードレール設置工事などの所要経費を計上いたしております。

171ページをごらんください。

同じく8款3項. 河川費、1目. 河川総務費は、北鹿島末増籠排水機場の管理経費や、各種協会、期成会の負担金でございます。

4目. 河川改修費は、東塩屋川の管理経費が主なものでございます。

3目. 水資源対策費は、中木庭ダム建設の推進事業費で、ダム本体の定礎式の経費などを計上いたしております。

173ページをごらんください。

同じく8款4項. 港湾費、1目. 港湾管理費は、協会負担金が主なものでございます。

174ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費は、職員の人件費、協議会、期成会への負担金のほか、15節. 工事請負費で、浜の伝統的建造物群保存地区の周辺整備として、防火水槽や小公園の整備費を計上いたしております。

前年比較の大きな減は、13節. 委託料で、この整備方針の策定経費が減となったこと、次のページの28節. 繰出金で、公共下水道特別会計への繰出金が減となったことなどが主なものでございます。

そのまま 175ページをごらんください。

2目. 街路事業費は、職員の人件費やポケットパークの管理経費でございます。

3目. 都市下水路費は、職員の人件費を含め、次のページになりますが、雨水排水ポンプ場の維持管理経費や単独下水路の整備経費を計上いたしております。

前年比較の大きな減は、庄金下水路整備事業の完了などによるものでございます。

そのまま 176ページをごらんください。

4目. 都市公園費は、職員の人件費と、次のページにまたがっておりますが、都市公園施設の管理経費を計上いたしております。

また、15節. 工事請負費では、蟻尾山公園整備事業として、東側広場整備に要する経費などを計上いたしております。

前年比較の大きな減は、蟻尾山公園整備事業費が減となったこと。市民球場と北公園管理費を16年度からは10款。教育費に計上したことなどによるものでございます。

178ページをごらんください。

同じく8款6項。住宅費、1目。住宅管理費は、職員の人件費及び市営住宅の維持管理に要する経費でございます。

180ページをごらんください。

9款1項。消防費、1目。常備消防費は、杵藤広域消防の負担金でございます。

2目。非常備消防費は、消防団の活動に要する経費で、団員の報酬ほか消防自動車の管理経費や、19節。負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、団員退職報奨金掛金などを計上いたしております。

そのまま181ページをごらんください。

3目。消防施設費につきましては、年次計画により防災整備基盤整備事業として、動力ポンプ及びこれの積載車購入などを実施いたしております。

このほか、単独事業として、消火栓の設置など、防火対策経費を計上いたしております。

前年比較減は、15年度には消防車庫の建設費を計上していたことなどによるものでございます。

4目。災害対策費は、災害時の応急対策経費や水防対策経費などでございます。

184ページをごらんください。

10款。教育費、1項。教育総務費、1目。教育委員会費は、教育委員の報酬など、委員会の運営に必要な経費でございます。

2目。事務局費は、外国語指導助手の報酬、職員9名の人件費、登校できない子供たちへの支援事業経費や、7節。賃金を中心に、緊急雇用創出基金からの助成を受け、学校適用等支援事業費などを計上いたしております。

また、次のページになりますが、19節。負担金補助及び交付金では、さらに次の186ページの説明欄の幼稚園就園奨励費や運営助成金などを計上いたしております。

前年度比較の減は、職員人件費の減などによるものでございます。

187ページをごらんください。

同じく10款2項。小学校費、1目。学校管理費は、各小学校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費、また小学校施設整備事業経費や情報機器整備のための使用料なども計上いたしております。

このうち、主なものは、13節。委託料では、能古見小学校校舎の耐震診断業務や各学校の浄化槽などの管理に要する経費で、14節。使用料及び賃借料では、パソコンリース料、15節。工事請負費では、鹿島小学校の体育館屋根改修などの経費でございます。

188ページをごらんください。

2目. 教育振興費は、福祉教育を初め、豊かな心を持つ子供の育成などに要する経費のほか、遠距離通学費助成、要保護準要保護児童就学助成などに要する経費を計上いたしております。

189ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましては、小学校費と同様、中学校2校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費でございます。

このうち、主なものは、14節. 使用料及び賃借料ではパソコンリース料、15節. 工事請負費では、西部中学校大規模改造として窓枠改修などの経費でございます。

前年比較の増は、西部中の窓枠改修事業の増が主なものでございます。

190ページをごらんください。

2目. 教育振興費は、小学校費と同様の趣旨で、関係経費を計上いたしております。

191ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費は、嘱託職員の報酬、職員25名の人件費、青少年教育、女性教育、男女共同参画社会づくりなどの経費のほか、芸術・文化の振興では、13節. 委託料で、エイブルにおいて年間を通じた自主文化事業に要する経費も計上いたしております。

この委託料には、市制施行50周年にあわせて作成する鹿島市史の改訂編さんのための委託料と、県の緊急雇用創出基金から補助を受けて、レクリエーションの指導など、地域教育力向上のための委託料も計上いたしております。

また、11節. 需用費には、鹿島市史の印刷に要する経費も計上いたしております。

前年度比較の減は、職員人件費の減と、前年度計上しておりました指定寄附に伴う助成経費の減などでございます。

192ページをごらんください。

2目. 公民館費は、各地区公民館の管理運営経費と、各地域に密着し、その特徴をさらに発展させるコミュニティー事業に要する経費を計上いたしております。

193ページをごらんください。

3目. 生涯学習推進費は、おとどけ大学を初め、市民が企画、立案、運営する市民立エイブル学習大学が、各年齢層に親しまれる学習メニューでいきいき講座を設定されており、これに要する経費などを計上いたしております。

194ページをごらんください。

4目. 図書館費では、市民図書館の運営に伴う諸経費で、11節. 需用費では、週刊誌、月刊誌、約200誌、次のページの18節. 備品購入費では、図書約8,600冊の購入費を中心とし、CD、ビデオ、DVD購入費も計上いたしております。

このほか、13節. 委託料と14節. 使用料及び賃借料は、システム機器運用経費などでござ

います。

そのまま 195ページをごらんください。

5目、社会同和教育費は、社会同和教育指導委員報酬を初め、社会同和教育に要する一般経費と社会同和施設の維持管理費を計上いたしております。

196ページをごらんください。

6目、文化財保護対策費は、文化財保護のための経費を初め、広域農道建設などに関連して埋蔵文化財の発掘調査経費を計上するとともに、浜地区の伝統的建造物群保存事業として、継場の管理経費や保存地区の決定に向けた所要経費を計上いたしております。

197ページをごらんください。

7目、生涯学習センター管理費は、生涯学習センターエイブルについて、職員の人件費を含む維持管理に要する経費でございます。

前年度比較の減は、職員人件費の減などによるものでございます。

199ページをごらんください。

同じく10款5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、スポーツの振興と普及を図るための経費として、スポーツ教室、市民体育大会など、スポーツ大会、また、体育協会の運営助成などに要する経費を計上いたしております。

15年度では、県民体育大会の開催経費を計上いたしておりましたので、19節、負担金補助及び交付金で、体育協会運営補助金が増となっておりますが、前年度比較の増減はほとんどあっておりません。

また、体育協会運営補助金の増は、今年度から七浦海浜スポーツ公園の管理体制を見直したことによるもので、体育施設管理費に計上しております海浜スポーツ公園の委託料とあわせた比較においては減となっているところであります。

200ページをごらんください。

2目、体育施設管理費は、市民体育館や陸上競技場など、体育施設の維持管理経費で、15節、工事請負費で、説明欄ののぐみふれあい楽習館空調工事などを計画いたしております。

前年度比較増は、市民球場及び北公園の管理経費の計上などによるものでございます。

201ページをごらんください。

3目、学校給食費は、給食センターの運営経費で、嘱託職員と委員の報酬、職員18名の人件費及び一般経費を計上いたしております。

前年度比較減は、調理施設用備品の減などによるものです。

203ページをごらんください。

この203ページ、11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費、1目、現年発生農地農業用施設補助災害復旧費と、2目、現年発生林業用施設災害復旧費、これに205ページ、11款2項、土木施設災害復旧費、1目、現年発生土木施設補助災害復旧費は、いずれも

科目のみの設定でございます。

206ページをごらんください。

12款 1 項. 公債費、1 目. 元金は、長期債の元金償還に係るものでございます。

前年比較の大きな増は、生涯学習センター償還金の増及び減税補てん債の借りかえに伴う増によるものでございます。

2 目. 利子につきましては、長期債及び一時借入金の利子の償還でございます。

前年度比較の減は、高利率の長期債の残高減少に伴う利子の減によるものでございます。

3 目. 公債諸費は、科目のみでございます。

207ページをごらんください。

13款. 諸支出金、1 項. 普通財産取得費、1 目. 土地取得費も、科目のみの計上でございます。

208ページをごらんください。

同じく13款 2 項 1 目. 公営企業費は、水道未普及地域解消など、簡易水道建設に係る起債償還の一般会計負担分と、中木庭ダム建設に係る一般会計負担分でございます。

前年度比較増は、ダム建設の本格化に伴うものでございます。

209ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、不測の事態に対応するため45,558千円を計上いたしておりますが、交付税等の大幅な減により、前年度比較では大きな減となっております。

210ページからの給与費明細書、219ページからの債務負担行為の調書、224ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成16年度一般関係予算の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。11時40分から再開をいたします。

午前11時29分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第2号について、藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第2号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について説明したいと思いますが、その前に、現在の進捗状況と、それから新年度の内容等につきまして、簡単に御説明申し上げます。

公共下水道事業は現在、事業認可区域 256ヘクタールの中で整備を進めております。

今年度末といたしましては、7.4ヘクタールの面整備を見込まれまして、供用開始面積が約198ヘクタールとなります。面整備率が約77%となります。

また、処理区域内の世帯数といたしましては2,432世帯となり、下水道に接続されている世帯数は1,643世帯、水洗化率といたしましては67.6%程度となります。

平成16年度の事業といたしましては、認可区域拡大に伴います污水管渠を初めとし、下水道施設の設計委託、浸水対策としての雨水路及びポンプ場の整備などを行いまして、整備拡充に努めたいと考えております。

また、水洗化の促進につきましても、PR、啓発活動を行いまして、加入促進と公共用水域の水質保全に努め、快適で住みよい環境づくりを推進していきたいと考えております。

それでは、予算書について御説明いたしたいと思っております。議案書は2ページでございますが、別冊で御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

まず、第1条第1項の歳入歳出予算でございますが、予算の総額を1,180,183千円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、18ページから20ページの第1表に掲げているとおりでございます。

第2条、債務負担行為につきましては、21ページの第2表に掲げているとおりでございます。

第4条、一時借入金につきましては、限度額を5億円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条、歳出予算の流用の範囲を定めているものでございます。

227ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目、下水道費負担金を31,707千円計上いたしております。これは前年度に比べまして、11,868千円の増となっております。

平成12年度から15年度までの区域の今年度納付分と、平成16年度の汚水処理開始区域に係る分で、処理面積が前年度に比べまして3.4ヘクタールふえたことによるものでございます。

228ページをお願いいたします。

2款1項1目、公共下水道使用料、76,919千円計上いたしております。

これは、前年度までに接続した実績件数と今年度の接続見込み件数により算出したものでございます。

2款2項1目、公共下水道手数料41千円は、指定工事店登録手数料等でございます。

230ページをお願いいたします。

3款1項1目、公共下水道費、国庫補助金239,667千円は、当該年度の下水道事業費国庫補助金でございます。

231ページをお願いします。

4款1項1目．一般会計繰入金 593,297千円は、説明欄に掲げております総務管理費、維持管理費、浄化センター費、建設事業費、公債費、予備費に充当するものでございます。

232ページをお願いいたします。

5款1項1目．繰越金、それから 233ページ、6款1項1目．延滞金、及び2目．過料につきましても、費目存置でございます。

234ページをお願いします。

6款2項1目．雑入49千円は、電柱敷地貸付料等でございます。また、消費税還付金につきましても費目存置でございます。

235ページ、7款1項1目．公共下水道事業債 238,500千円は、一般分 195,700千円、単独分42,800千円でございます。

236ページをお願いします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1款1項1目．総務管理費に、25,993千円を計上いたしております。

主なものといたしましては、8節．報償費で 5,359千円、受益者負担金の一括納付報奨金等でございます。

13節の委託料 8,573千円は、下水道使用料徴収委託料、それから下水道台帳作成委託料でございます。

237ページをお願いします。

1款1項2目．維持管理費に18,672千円を計上いたしております。

主なもので、11節の需用費 4,945千円は、下水道施設の燃料費、光熱水費、修繕料等でございます。

また、13節の委託料 8,697千円は、雨水ポンプ場の管理業務や污水管渠点検清掃業務などでございます。

15節．工事請負費の 3,700千円は、管渠補修工事費等でございます。

238ページ、3目の浄化センター費は110,567千円を計上いたしております。これは人件費のほか、11節．需用費16,357千円は、浄化センター及び中牟田グリーンセンター等の光熱水費、燃料費、それから水質検査器具費等を計上いたしております。

13節の委託料85,682千円は、浄化センターの運転管理委託料、有明海水域の水質検査委託料等でございます。

239ページをお願いします。

1款2項1目．建設事業費 536,422千円を計上しておりますが、前年度比で59,719千円の増となっております。

この増額の主な理由でございますが、認可区域拡大に伴います污水管渠、それから汚水中

継ポンプ場等などの下水道施設設計委託の増によるものでございます。

そのほかに、浄化センター汚泥等々の設計委託を計上いたしております。

15節．工事請負費の 345,733千円は、汚水・幹線及び浄化センターの機械工事、雨水路の築造及びポンプ場の土木工事費などでございます。

22節．補償補てん及び賠償金の 6,000千円は、汚水管渠、雨水路工事などに伴います水道管移設補償費などでございます。

241ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目．元金 236,272千円、2 目の利子 251,257千円を計上いたしております。これは昭和61年から平成15年度までに借り入れました財務省財政融資基金、公営企業金融公庫及び総務省簡保資金等の現金及び利子の償還分などでございます。

242ページ、3 款 1 項 1 目．予備費は 1,000千円を計上いたしております。

233ページから 249ページまでに給与明細書、250ページから 251ページまでは、債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。

252ページに地方債に関する調書を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で平成16年度公共下水道特別会計予算についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第 3 号について、北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

議案第 3 号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の23ページをお開きください。

まず、第 1 条でございますが、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ14,500千円にするものでございます。

第 2 条は、一時借入金の限度額を10,000千円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用の範囲を定めたものでございまして、それぞれの予算の詳細につきましては、予算に関する説明の方で申し上げます。

255ページをお開きください。

まず、歳入の 1 款 1 項 1 目．不動産売払収入でございますが、平成16年度は14,377千円を計上いたしております。これは工場団地の売却を見込みまして、歳出予算に見合った額を計上いたしております。

259ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目の谷田工場団地使用料につきましては、鹿島実業高校の野球部練習場として

貸しておりますので、その使用料を計上いたしております。

それでは、次に歳出でございますが、260ページをお願いいたします。

1款1項1目の工業用地取得造成分譲費でございますが、これは管理費を計上いたしておりますまして、主なものは、除草作業分としての委託料を計上いたしております。

次に、261ページをお願いいたします。

2款1項1目及び2目の元金、利子の償還でございますが、元金で13,473千円、利子で838千円を計上いたしております。

次に、263ページでございます。

これは地方債に関する調書でございますが、15年度末の起債残高を37,980千円と見込んでおります。

なお、16年度の償還額を13,473千円と見込んでおります関係で、16年度末の残額を24,507千円と見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第4号及び議案第5号についての当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

それでは、議案第4号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書は4ページかと思いますが、別冊の26ページをお開き願いたいと思います。

第1条で歳入歳出予算を定めておりますが、それぞれ3,064,068千円と定めております。

なお、今回の予算編成につきましては、14年度、15年度の制度改正を踏まえまして計上はいたしておりますが、薬価基準の1%引き上げ等々、今後予定されておまして、歳入につきましては不確定な部分がございますが、場合によっては補正等をお願いをいたしたいと思っております。

なお、国保の世帯数でございますが、6,470世帯、被保険者数で1万4,413人、それと介護関係でございますが、世帯数で2,956世帯、被保険者数で4,108人で計上いたしております。

第2条が一時借入金でございますが、4億円と定めております。

次、266ページで御説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれど、1款1項1目、2目、それぞれ一般被保険者の国民健康保険税と退職被保険者等の国民健康保険税、医療費あるいは介護分のそれぞれを計上させていただいております。総額で949,130千円でございますが、前年度に比較しまして32,410千円増になっております。これにつきましては、国保世帯数の人口増によるものが主なものでございます。

次、2款1項でございますが、1目で580千円、前年同様の計上をさせていただいております。

269ページをお願いします。3款1項でございますが、これは療養費等に係る国の経費負担分を計上いたしております。前年度から3,373千円増になっておりますが、これは主に療養給付費の増によるものでございます。

次、270ページでございます。3款2項1目の財政調整交付金でございます。昨年度からいたしますと18,652千円減額いたしておりますが、これは14年度では大幅な増を見込んで予算を計上いたしておりました。ただ、今年度はある程度の予想がつかしましたので、今回計上いたすものでございます。

次、271ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目でございますが、前年度からいたしますと2,984千円増額をいたしております。これは退職者被保険者へ係る支払基金から交付されるものでございます。

次、272ページの5款1項1目でございますが、これは高額療養費共同事業負担金ということで、国の国庫支出金と同様に県費から負担金として納入されるものでございます。

次、273ページをお開き願いたいと思います。

6款1項1目でございますけど、共同事業交付金につきましては、前年度から7,620千円と大幅にアップいたしております。これは国保連合会から支払われるものでございますが、支払基準のやり方等も変わっておりまして、このような金額になっております。

次、274ページですけど、7款1項1目、これは利子及び配当金ということで、積立金の利子の分を計上いたしております。

次、275ページでございますけど、8款1項1目、基金繰入金ということで、今年度は32,459千円ということで、前年度からいたしますと67,541千円と大幅に減額いたしておりますが、15年度でも金額を補正しておりますように、16年度はある程度の見込みで減額ということになっております。

次に、276ページでございます。8款2項1目の一般会計繰入金でございますけど、今年度は323,170千円ということで、前年度より32,369千円増額になっております。これは低所得者分の軽減措置に対します基金繰入金でございますが、15年度も先日、補正をお願いしておりますように、15年度並みで計上いたしております。

それから、277ページです。9款1項でございますけど、それぞれ費目存置ということで

計上いたしております。

次、278ページでございます。10款1項でございますけど、これもそれぞれの費目は掲げておりますが、前年度並みということで計上いたしております。

それから、279ページでございます。10款2項1目でございますけど、これは預金利子ということで計上いたしております。

それから、280ページです。10款3項でございますけど、これは第三者納付金ということで、交通事故に係る分といたしまして計上をいたしております。

次、歳出でございますけど、281ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目でございますが、これは一般管理に要する経費でございます。1目、2目それぞれ事務に要する経費でございますが、2,091千円という増額になっております。これは主に人件費等の増と、それから電算処理に要する経費が主なものでございます。

次、282ページをお開き願いたいと思います。1款2項1目でございますが、これは年2回ということで計画いたしております運営委員会に要する経費でございます。

次、283ページでございます。1款3項1目でございますけど、前年度から714千円ということで減額になっておりますが、これは主に収納嘱託員報酬の減によるものでございます。

次に、284ページをお開き願いたいと思います。2款1項でございますけど、それぞれ費目を掲げております。前年度からいたしますと25,247千円増ということで掲げておりますが、これは一般被保険者の療養給付費等の人口の伸びによるものが主な原因でございます。

次、2款2項でございますけど、1目、2目でそれぞれ大幅に減額ということで41,900千円減額いたしておりますが、15年度当初では制度改正等もございまして、予算計上するときに不透明な部分がありました。それで、15年度はある程度の予想がつくということで計上させていただいております。

次、286ページをお開き願いたいと思います。2款3項でございますけど、それぞれ前年度並みで計上させていただいております。

次、287ページの2款4項1目でございますけど、本年度は21,000千円ということで、前年度より3,000千円程度減額ということでいたしております。15年度補正でも減額をしておりますように、出生数の低下が見込まれるための減でございます。

次、288ページをお開き願いたいと思います。2款5項でございますけど、今年度6,250千円ということで計上させていただいております。

次、289ページでございます。3款1項でございますけど、それぞれの目で掲げておりますが、今年度は5,558千円増ということで計上いたしております。これは制度改正に伴いまして、経費負担の改正によるものが主な原因でございます。

次、291ページでございます。4款1項1目ですけど、これは支払基金へ支払われるものでございますが、実績に基づきまして計上をいたしております。

次、291ページでございますけど、5款1項の1目、2目それぞれでございますが、これは国保連合会が積算いたしておるものでございまして、県全体のプール方式から市町村ごとの実績方式ということで変更になりました。これに基づきまして積算いたしましたところ、今年度は2,924千円の減ということで計上をいたしております。

次、292ページをお開き願いたいと思います。6款1項でございますけれど、それぞれの費目で減額で5,706千円ということになっておりますが、これは健康づくりに要する経費の減が主な要因でございまして、補助事業の見直しがされましたので、これに基づきます減でございます。

次に、7款1項でございますが、基金積立金ということで、前年度並みで計上させていただいております。

次、294ページです。8款1項1目の利子でございますけど、今年度は300千円ということで計上いたしております。

次、295ページです。9款1項でございますけど、それぞれ費目で計上をいたしております。

次、296ページの予備費でございます。10款1項でございますけど、本年度は10,000千円ということで計上させていただいております。

あと、297ページから以降は説明を省略いたしたいと思います。

続きまして、老人保健の特別会計を御説明申し上げます。議案書は5ページかと思っております。議案第5号でございますけど、平成16年度鹿島市老人保健特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

33ページでございます。

老人保健でございますけど、被保険者数は5,726名ということで計上をいたしております。それでは、第1条でございますけど、歳入歳出予算をそれぞれ3,809,052千円と定めております。

次、307ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますけど、まず、1款1項の医療費交付金、あるいは審査支払手数料交付金でございますけど、今年度は2,382,082千円ということで前年度より149,047千円減額いたしております。この主な要因でございますけど、支払基金から交付されるものでございまして、医療費の制度改正に伴いまして、負担割合の減によるものでございます。

次、308ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目でございますけど、本年度937,823千円ということで計上いたしております。前年度から申し上げますと、219,453千円ということで増になっておりますが、これも制度改正に伴いまして、公費負担割合の増に伴います診療費の増でございます。

次、2款2項1目でございますが、これは事務費ということで費目存置ということで前年

度並みで計上いたしております。

次、310ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目、これは県費の負担金でございます。昨年度からいたしますと54,778千円ということで、これも増になっておりますが、国県支出金同様、制度改正に伴いまして負担割合の見直しによります分でございます。それが主な原因でございます。

次、311ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目でございますけれども、今年度250,769千円ということです。前年度から言いますと、57,212千円増になっております。これも国県同様に公費負担割合の見直しということで増になっておりますので、その分が主な原因でございます。

次、312ページをお開き願いたいと思います。5款1項1目、繰越金ということで、前年度並みで費目存置ということで計上させていただいております。

313ページ、6款1項でございますけど、これも費目存置ということで前年度並みで計上いたしております。

次、314ページでございますけど、6款1項1目ということで、費目存置ということで計上いたしております。

次、315ページでございます。6款3項1目の第三者納付金でございますけど、これは交通事故に伴う実績を見込んでの計上でございます。

次は、316ページの歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目、これは一般管理費ということで、事務に要する経費でございますが、前年度からいたしまして2,165千円ということで増になっておりますが、この主な原因は委託料でレセプト点検の増によるものでございます。

次、317ページをお開き願いたいと思います。2款1項でございますけど、1目の医療費給付費、これは155,260千円ということで増になっております。これは医療費給付者の増を見込んでおります。

次に、4目の高額医療費ということで23,880千円増額になっておりますが、これも制度改正によりまして積算基礎が明確になったため計上いたした金額でございます。

次、318ページをお開き願いたいと思います。3款1項でございますが、それぞれ費目存置ということで計上いたしております。

319ページ、3款2項1目でございますけど、これも費目存置で計上いたしております。

それでは、次の320ページで4款1項の予備費でございますけど、これは5千円計上いたしております。

また321ページからは、説明を省略いたしたいと思います。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第6号についての説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第6号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計予算について申し上げます。

予算書の37ページをお開きください。

平成16年度の人件費予算額につきましては、第1条に掲げておりますように、歳入歳出予算の総額を2,084,742千円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額は、次の38ページ、39ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

なお、予算書の最後のページ、329ページでございますけれども、ここに給与費をそれぞれ会計ごとに計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第7号についての説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手譲二君）

議案第7号 平成16年度鹿島市水道事業会計予算について申し上げます。

別冊の平成16年度鹿島市水道事業会計予算書で御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業会計予算、第2条 業務の予定量であります。給水戸数は前年度比34戸増の9,030戸、年間配水量は10万5,000立方メートル減の314万3,000立方メートル、1日平均配水量は288立方メートル減の8,611立方メートルを見込んでおります。

第3条 収益的収入及び支出。収入の1款. 事業収益は588,536千円、前年比9,768千円の減で、減の主なものは給水収益、受託工事収益、雑収益等であります。

支出の1款. 事業費は545,152千円、前年比7,538千円の減で、減の主なものといたしましては、減価償却費、企業債の支払利息等であります。

ただいま申し上げました予定額は、消費税を含んだものであります。

16ページをお願いいたします。

水道事業会計予定損益計算書であります。これは先ほど説明申し上げました収益的収支の仮受・仮払消費税を除いた額であります。営業収益から営業費用を差し引き、さらに3の営業外収益を加えまして、17ページの営業外費用、予備費を差し引きしました結果、経常利益は32,641千円を見込んでおります。

それでは、1ページにまた戻っていただきたいと思ひます。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款. 資本的収入は、予定額526,903千円で、前年比121,257千円の増で、これの主なものは建設事業費の増によるものであります。

支出の第1款. 資本的支出は、予定額 780,388千円で、前年比 174,436千円の増で、この主なものといたしましては、水源開発負担金等の増であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 253,485千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたすものでございます。

第5条 企業債は建設改良事業に借り入れるもので、限度額を 151,900千円といたすものであります。

第6条 一時借入金は、限度額を2億円と定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費78,411千円、交際費50千円であります。

第8条 他会計からの補助金は、簡易水道事業に伴う一般会計からの補助金で、16,287千円を計上いたしております。

第9条 たな卸資産の購入限度額は 6,004千円で、水道メーターの購入であります。

なお、4ページからは付属書類であります。予算実施計画、予算資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表は、説明を省略させていただきます。

26ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業会計予算明細書について御説明いたします。

収益的収入、1款. 事業収益、1項. 営業収益は 570,027千円であります。

1目. 給水収益は 557,172千円で、前年比21,286千円の減、2目. 受託工事収益は 4,000千円、3目. その他の営業収益は 8,855千円で、竣工検査手数料、消火栓維持補修負担金、それから下水道使用料徴収に対する一般会計からの負担金等であります。

27ページをお願いいたします。

2項. 営業外収益の2目. 他会計補助金は16,287千円で、前年比11,236千円の増であります。これは一般会計繰出基準の見直しによる増であります。

3目. 雑収益は 2,212千円で、メーターの評価益及び電柱敷地料でございます。

28ページをお願いいたします。

収益的支出、1款. 事業費、1項. 営業費用は 365,200千円で、前年比 2,793千円の増で、1目. 原水及び浄水費は61,851千円で、2,309千円の増であります。これは水源地の維持管理に要する費用で、増の主なものといたしましては、水質基準の改正に伴い、水質検査手数料が増加したものであります。

29ページをお願いいたします。

2目. 配水及び給水費は45,570千円で、前年比 3,892千円の増で、これは配水池から各家

庭までの水道施設に要する費用で、増の主なものといたしましては、検満メーター取りかえによる委託料及び修繕費等の増であります。

31ページをお願いいたします。

3目．受託工事費は4,000千円、4目．総係費は81,620千円で、前年比1,499千円の減で、これは一般的な事務的経費で人件費、検針及び徴収業務委託料、事務機器等の委託料、リース料等であります。

33ページをお願いいたします。

5目．減価償却費は167,058千円で、前年比1,909千円の減、6目．資産減耗費は5,100千円を計上いたしております。この減価償却費及び資産減耗費は、当年度分損益勘定留保資金として資本的収支の不足額に補てんいたすものであります。

34ページをお願いいたします。

2項．営業外費用、1目．支払利息及び企業債取扱諸費は166,875千円で、前年比6,177千円の減、2目．雑支出は840千円で、特定収入に係る控除対象外の消費税及び不納欠損額を計上いたしております。3目．消費税は11,237千円で、仮受消費税から仮払消費税を差し引き、控除対象外消費税を加えた額で消費税納付額を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

1款．資本的収入、1項．他会計出資金は147,166千円で、前年比45,530千円の増で、これは中木庭ダム建設事業に係る建設負担金の3分の1額を計上いたしております。

2項．他会計負担金は3,000千円、4項．工事補償金は3,000千円を計上いたしております。

36ページでございますが、6項．新設負担金は3,465千円、7項．企業債は151,900千円で、配水管の新設・布設がえ事業及びダム建設負担金の財源となるものであります。

8項．国庫補助金は218,370千円で、ダム建設負担金の2分の1額を計上いたしております。

37ページをお願いいたします。

1款．資本的支出、1項．建設改良費は619,194千円、1目．事務費は12,558千円で、投資事業に係る人件費、事務経費を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

2目．施設費は5,933千円で、主なものは取水ポンプの取りかえ、メーター購入経費であります。

3目．改良費は155,000千円で、消火栓設置費に5,000千円、配水管敷設費で50,000千円、配水設備改良費1億円であります。このうち新規事業といたしまして、配水施設の全体的な見直しを調査するための経費として、20,000千円を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。

4目. 第6次拡張事業費は 445,703千円で、これは中木庭ダム建設事業費 5,020,000千円の 8.7%であります水源開発負担金 436,740千円及び建設利息 8,960千円を計上いたしております。

2項. 企業債償還金は 156,194千円で、前年比19,667千円の増、3項. 予備費は 5,000千円を計上いたしております。

以上で平成16年度鹿島市水道事業会計予算書の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

議案第1号から議案第7号までの7議案を一括して審議に入ります。

なお、本議案は委員会付託が予定されておりますので、質疑については議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番橋爪でございます。2点だけ質問をさせていただきます。

151ページ、農林水産業費、その中の農業費の中の右の一番下の方に、新さが水田農業経営確立推進事業補助金 1,103千円、それから、新世紀さが水田農業経営確立対策事業補助金 6,000千円と似たような名前の事業補助金がありますが、この二つの内容について説明をしていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えいたします。

今の新世紀さが水田農業経営確立対策事業とあって、これは推進指導事業でございます、今度のビジョンづくり等について協議会等を含めて活動していくものでございます。

それから、この新さが水田農業経営確立推進事業というのも、これは県から2分の1の助成が付きまして、これと一緒に取り組みを行っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいまのビジョンづくりの推進費ということで説明をいただきましたが、ことしから米改革大綱で、今までの15年までの生産調整に基づいて全国一律に交付されていた交付金が、今回からは特に16年度から18年度までは国から一定額の交付金が示されまして、その交付金の範囲内で各地域の水田農業ビジョンで決めた取り組み内容に応じて交付されるということになっておるようですが、昨年までは減反面積をお願いしておったわけですが、ことしからは生産量の配分というのですかね、生産量ではこれは決めにくいわけですから、市では面積を

換算して、つくっていい面積を配分されているようでございますけれども、県では大体37億円ばかりしか来とらんと。鹿島でも大体1億円ばかりということで、名前もちょっと変わりましたことしから来ているわけですが、昨年から比べるとかなり減っておるわけです。例えば、集団でした場合、団地化した場合と団地化しなかった場合は、ことしはどれくらい来るのか。昨年と比べてどれくらい減っているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これは今度の米政策大綱の中でのビジョンづくりの中での今からの方向ということでございますけれども、まず交付金につきましては、先日の一般質問の中でもお知らせいたしました。平成15年度は193,000千円が来ております。それで16年度、一応鹿島に予定は110,000千円ということでございます。

それで、先ほど議員御質問の今までの集団転作、それから俗にバラ転と言います、そういう自分でまちまちの転作をする場合ということでの、どれだけ違うのかということでございます。

それで、今度の制度は、この間もお話しいたしましたように、転作をしたことについての価格の補償という形で組まれておりません。今回からは転作をした部分で、あとどのような作物をつくっていくかというのが主眼になっております。

そういう意味で、今までの形で集団で転作をしながら、ブロックでローテーションを組みながら減反をやっていくという形をとっていく場合、これは今までどおりの要件で行っておりますけれども、団地面積で4ヘクタールを一つの基準といたしまして、例えば1ヘクタールぐらいの団地でしたら、その調整面積の中でそういうのが3分の2以上なければならないというふうな要件がございます。また、2ヘクタール以上の場合は団地の中で3分の1以上はなければならないと、そういうふうな一つの要件をクリアしたときに初めて団地化という部分での加算を今回決めております。

これは議員申されますように、団地の場合は38千円を一応団地をしたときに、ローテーションしたときに反当たり交付をするということで、先ほど申されましたバラ転の場合、これについては今回はありません。というのは、実は先ほど言いましたように、例えば、「ありません」というのも自分の作物のつくりぐあいによっては、地域振興作物というのをつくっていけば、それについて反当5千円を給付しますということとか、認定農業者がバラの場合に借地をしながら大豆をつくっていくということになりますと4千円を加算があるというふうなことで、その地域振興作物はキャベツ、夏秋のナス、白菜、水菜、ネギ類、ホオズキ、ゴーヤ、それから施設園芸の作物ということで、つくられて出荷をしたらその加算がありま

すということに一応なっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

集団の場合は大豆あたりをつくるわけですが、大体38千円と。しかし、バラ転の場合はほとんどないと、こういうことですが、一応ことしの交付金の配分は大体昨年までの実績で配分がされているというようなことを聞いておりますけれども、例えば今までバラ転をやっておった人が38千円の差があれば、ことしから集団をやってみようということになりますと、集団が非常にふえてくるわけですね。そうしますと、金額が決まっているわけですから、今度は今まで集団をしておったところは薄まるわけね。38千円よりか下がると、こういうことになると思うわけですよ。

そういうことになるわけで、市としては、片方じゃ集団を進めにゃいかん。しかし進めたら、今度は今までしよったところの交付金が減ってくると、そういうことで、市としてどのような指導、今後の対応、これは市長がいいかと思えます。どうでしょう、その辺の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、団地化でブロックローテーションを組んでいくというのは、先ほど申しましたような要件がございます。これを集落で取り組むとしたら、今までも取り組んでいただいておりますけれども、ブロックローテーションを組んだり、団地化で取り組むというのが非常に集落内でもなかなか話がまとまらなくて困難な状況が一方であったわけです。だから、今までできたところは当然今後もしていただきますけれども、これから新たにというのがなかなか難しい部分があるんじゃないかなというふうに思います。

しかし、議員申されますように、そういうことでやるということであれば、その給付対象にはなりますけれども、現実的に今のところそういう状況は余り見られていないというのが現実なんです。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

集団が余り見込まれないということですが、その辺も非常に難しいところ、ふや

さにやいかんということもあると思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、あとビジョンを今つくるということだけど、その辺のビジョンづくりは今どの程度進んでおるのか、お伺ひをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

ビジョンの作成については、鹿島の場合は推進協議会をつくりまして、今取り組みを行っているところでございます。それで、県の方針というのがなかなか最後まで定まらなくて、今度3月22日に最終的に県の説明会がございまして、それを受けて、3月末ぐらいに幹事会を開催いたしまして、4月初めぐらいに推進協議会を開催していきたいということで、それまでには取りまとめをしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

2点目を簡単にお伺ひしたいと思います、170ページに先ほども説明していただきましたように、工事請負費ということで106,400千円、道路新設改良事業、中川内広平線ほかということ、それからその下に単独市道整備事業ということで載っております。この単独事業については浅浦の話がちょっと出たようですが、単独市道整備事業、この内容についてお伺ひをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

来年度単独市道でお願いいたしますのは、毘沙門線の側溝、それと浜の方になりますが、土井通り、それと新町～世間線という形の3線を予定いたしております。

先ほど仏谷ということでございましたけれど、来年度は工事請負費の中では見ておりません。それで、これは単独市道ではなくて、主要市道という形で予算計上させていただいております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後にしますけれど、今、市道浅浦～仏谷線ですか、それはどういうふうになっておると言われましたかね。再度確認をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

市道の浅浦～仏谷線の整備についてのお尋ねと思いますけれど、来年度につきましては委託料と公有財産購入費を計上させていただいております、大体延長がこれが 780メートルございます。事業期間を予定を来年度から3カ年、18年度までという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。2点ほどお尋ねしていきたいと思っております。

まず最初、総務の中で鹿島市制50周年に関して質問をしていきたいと思っております。

まず最初ですけど、予算が約9,000千円上がっているんですけど、その中身ですか、その説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

水頭議員にお答えをいたします。

鹿島市制50周年記念事業に関する予算の中身ということですが、まず報償費、これにつきましては350千円、それから旅費については300千円、需要費について1,325千円、それから役務費について10千円、委託料につきましては3,000千円、使用料及び賃借料で1,555千円、それから最後の負担金補助及び交付金で2,460千円、トータルで9,000千円を予定しているところでございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

事業名、どういうものをするかと。（「そうそう、具体的に」と呼ぶ者あり）事業の中身らしいです。事業内容。

○企画課長（北村建治君）続

それでは、中身の内容についての主なものを申し上げたいと思っております。

まず、オープニングの件で、「開運なんでも鑑定団」というのを開催いたします。そのほか、現在これまでやってきたガタリンピック、あるいは納涼花火大会、それから鹿島おどり、伝承芸能フェスティバル、その他いろんな既存のイベント等ございますが、これについて、例えばイベント、冠事業という形で300千円の交付金とか、あるいはそれ以下の交付金等それぞれ交付していきたいと思っております。

それから、新しいものといたしましては、経ヶ岳の登山実施をやろうということ、それから、アートヒル in 臥竜ヶ岡という形で臥竜ヶ岡公園にあります壁の方に絵をかいていくとか、それからまた童謡コンサートの実施、ミュージック祭り、WWFのイベント実施、太鼓フェスティバル、自衛隊音楽隊による演奏、少年の船の同窓会の実施、最後に10月になりますけれども、食の祭りの実施と、こういった内容を予定しております。

○議長（小池幸照君）

4番議員に申し上げます。委員会付託をいたしますので、大綱質疑でひとつお願いを申し上げます。あと、内容等については各委員会の方で詳しく説明があるかと思っております。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

今さっき説明いただきましたけれども、その中で納涼花火大会のことをちょっと言われましたので、この件ですけれども、実はこの商工観光課の方でも納涼花火大会のあれで400千円ここに上がっているんですが、この市制50周年記念の中でも花火の方が金額はわからないんですけど上がっているということで今お話があったんですけれども、これはやっぱり市制50周年に向けて、要するに約700千円ばかり予算をつけられているわけですかね。その点ちょっと聞きたかったもんで。

それから、145ページ、清掃費のことでお伺いいたします。

ちょっとわからなかったもんで、ここに委託料があるんですけれども、このごみ収集委託料ほかの中でごみ袋販売経費ですかね、何か説明されたわけですけれども、この点をちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（小池幸照君）

ちょっと整理をいたします。花火関係の質問に対する答弁があるそうですので、まず北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

現在、今日まで浜の方で実施されておりました鹿島納涼花火大会の冠交付金という形で、今回の新年度予算では約300千円ほどこちらの方から支出する予定をしております。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

水頭議員の質問にお答えします。

ごみ袋の販売委託料ということでございますけれども、これは今市民の方に使っていただいております。1枚40円とか20円とかありますが、あれの販売委託を推進協議会の方に委託しているということで、その委託料を大の方ですけれども6円39銭、それから小さい方を3円66銭、それからステッカーについては19円6銭を支払っていると、その委託の手数料で

ございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

手数料を支払っているということですが、実は4月1日から税制度が変わりまして、10,000千円以上の売り上げのところには税がかかるということで4月からなっているんですけども、この点でこの税金——内税ですかね、今。今度ぶっ込みの方でなってくるんですけども、その点で利益の方はどがんってくるのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

ちょっとわかりにくいんですけども、もう一遍、再度。

○4番（水頭喜弘君）続

10,000千円以上売り上げのところには、実は今までは30,000千円以上だったのが、10,000千円以上に対しては消費税がかかってくるわけですね。それを納めなきゃならないということで、そういうときにごみ袋の販売の手数料が、要するにごみ袋に5%か何かかかるんですけども、その分で売ってもらう人がこれで消費税にかかって料金に利益が出てくるのか出てこないのかですね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

ごみ袋の単価の中には税金も入って、内税というようなことです。ごみ袋を販売していただいているところが、ごみ袋だけで10,000千円ということはないと思うわけです。ほかの売り上げと合算されて10,000千円というふうなことになろうかとは思いますが、今までだったら売り上げが30,000千円を超した場合には、当然消費税というのはかかってくるかと考えられますけれども、今回から10,000千円ということになれば、今までは払わなくてよかったのでしようけれども、今回は払わなければならないというふうな形になるのではないかと思います。

委託料の内訳を申しますと、お店では40円で売っているわけですが、そのうちの販売委託料として先ほど申しました大小ありますけれども、6円なり3円何ぼでお支払いしております。その中から福祉作業所の方に1円、それから小売店の方には36円61銭と、それから小さい方が18円34銭というような形で、福祉作業所の方から小売店の方は買っていただいているのが流れでございます。それを40円で売られているということです。つまりわかりやすく言いますと、大きい袋でいいますと36円61銭で小売店の方は買っておられると、それを40円で売っておられるということです。ですから、その差額が利益ということになるでしょうけど、その中での消費税がかかるか、かからないかというような形になろうかと思

ます。（「利益とか関係なかと。ぶっこみでかかってくつとやっけん。もっと内容ば知つとかんば。ぶっ込みでかかってくつと。ばら売りでんかかってくつと、10,000千円超したら」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ちょっと私語は慎んでください。もういいですか。4番水頭喜弘君、ちょっと何といいますか、この委託料関係の中でごみ袋の手数料の分だけをお聞きになっているのか、全体的なものをお聞きになっているのかという部分が若干わかりにくい部分があります。ですから、もう一度ちょっと済みませんが、説明方質問をお願いしたいと思います。

あと、現状は内部に入っておりますから、ちょっと大綱になっていないというような問題がございます。そこら辺を注意しながらひとつ質問をお願いしたいと思います。

○4番（水頭喜弘君）

済みません。ただ聞きたかったのは、利益が減ってくるんじゃないかということをお聞きしたいです。そういうことです。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

利益については、従来どおり同じだということです。（発言する者あり）（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後2時4分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

要するに4月1日から税制が変わってくるわけですね。その面で、僕は問いかけよるわけですよ。だから、（発言する者あり）4月1日から税制が変わるということは御存じですね。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

質疑を正確にやってください。

○4番（水頭喜弘君）続

はい。税制が変わりますので、要するに今までのごみ袋を販売されている方の、今利率は幾らかということは聞きました。それに対して、要するに利益が出てこない分もあるとじゃ

なかるうかと僕は感じたもんで、それでその分は何かの補てんか何かされるのかと思って、そういうお尋ねをしたわけです。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私は、例えばごみ袋の1枚40円の中には、内税ですから税金も当然含まれていると考えております。それを今回30,000千円が10,000千円になったからといって、今までは税金がかからなかったのが、今回かかるということについても、税金ももう含んでおるわけですから、そこにまた新たに上乘せというようなことは考えられないと思うんです。だから、今までがかからなかった分は、消費税分も含んで利益の中にあつたと私は認識をしております。10,000千円に下がったために税金がかかるとなれば、内税ですから利益の中に税金を含んでいると、そう認識をしているわけですが。

○議長（小池幸照君）

ほかに、執行部答弁ありますか。

なければ、質疑を変えて質問をお願いいたします。（「内容ば把握しとんしゃれんけん、幾ら言うたっちゃ同じですよ」「僕の言うたとと、ちょっと食い違いの出てきとっ」と呼ぶ者あり）西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

今回の改正で消費税が変わるということですが、これは申告の義務が30,000千円から10,000千円に変わってくるということでございますので、ごみ袋40円の中に消費税が含まれるということであれば、今までと何ら変わりはないということになります。

ただ、販売をされる方が消費税を新たに取られるということになると、これはごみ袋の上に消費税上乘せという形で販売をされますので、それは恐らくごみ収集手数料条例に抵触をするかと思えますけれども、そこらあたりは十分販売店の方が納得をされて販売されていると思えますので、取り扱い上は今までと変わりません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はありませんか。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番徳村でございます。予算書の105ページの19節の合併協議会負担金が5,000千円という形で上がっておりますが、これは15年度の予算書、去年の予算書と見比べまして、金額が変わっていない状況でございました。合併協議会というのは、本年度の3月で終了すると私は認識しておりますが、この金額が変わっていないのはどういうことなのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

徳村議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

合併協議会への負担金 5,000千円、これにつきましては昨年と同額じゃないかと、また、合併協議については合併すれば3月1日で合併するから、それで終わりなんじゃないかというような趣旨だったと思います。

まず、この合併協議会の負担金につきましては、このほかに県から合併協議会に対しての10,000千円という交付がございます。そして、昨年は、15年度は国からそれぞれの自治体に対して5,000千円ずつの補助がございました。それで、15年度については計20,000千円の予算で運営をしてまいりました。そして、今年度は国の補助等はございませんので、単独費で太良町と鹿島市がそれぞれ5,000千円ずつ負担をして、県からの各協議会への補助の10,000千円、これと合わせて20,000千円で今年度も運営していくという形になります。

この協議そのものは、合併後もある程度、何というんですか、今年度の4月13日ぐらいで合併協議そのものは終了予定ですけれども、その後いろんな手続等ありまして、合併直前までは協議が続きますので、当然それに対する経費というのが必要になってくるということで、16年度もこのような予算措置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

要するに一言で言うと、協議は大体4月ぐらいで終わりますけど、協議会は合併するまで続くと。その協議会を続けるための費用と、こういうことです。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

わかりました。ありがとうございました。

108ページの日韓国際交流事業交付金と、もう一つはその下に日韓交流支援交付金というものがございますが、なぜ私がこれを御質問したかといいますと、国際交流というのも重要な役割を果たしているとは思いますが、やはり財政状況が逼迫した中で市民にもっといろんなサービスが提供できるんじゃないかという部分で、もっと生産性のあるものに予算をつぎ込んでいった方がいいんじゃないかという気がいたしたもので、これを質問したわけです。これを二つ合わせますと約2,000千円ぐらいになりますけれども、要するにこれがどのような使われ方をされているのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

108ページにあります19節の負担金補助及び交付金の中の日韓国際交流事業の交付金と、下の日韓交流支援の交付金でございますけれども、その使い道は主には、上の日韓国際交流事業の交付金につきましては、私どもがそれぞれ相互に交流を進めておりますけれども、主にそういったときの旅費とか、それからこちらに来ていただいたときに迎えるいろんな交流会等の費用、そういったものに使っております。そしてまた、下の日韓交流支援交付金につきましては、これは民間の交流に対しての支援に使っていただいているものでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

もしその資料がございましたら、後日でよろしいですから、いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

答弁要りませんか。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この日韓交流の由来は御存じでしょうか、今までの歴史は。（発言する者あり）済みません。それでは、後で資料等を添えて詳しく御説明申し上げますが、もう既に交流を始めてから17年か18年になります。これはガタリンピックをもとに民間同士の交流というもので始まったわけですが、1992年——今から十二、三年前に鹿島市と韓国の全羅南道高興郡の間で、鹿島市・全羅南道友好結縁締結ということで国際交流としての締結をいたしました。

それをもとに今ずっと交流を深めていっているということでありまして、今現在は子供たち同士の交流とか、あるいは産業面での交流とか、いろいろな面にこれが少しずつ波及浸透していっているということで、これは極めて重要なことでもありますし、また韓国の一地方の行政体と日本の一地方行政体が正式な締結をしておりますので、これは重いものだというふうに私自身は思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

次は 152ページで、先日も青木議員の方から鳥インフルエンザについて御質問がありましたけれども、この鳥インフルエンザに対する対策の費用というのが予算の中に上がっていないんですけれども、これはどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

鳥インフルエンザのことにつきましては、先日、青木議員の方に今の現状等含めてお話をいたしておりましたけれども、今のところも県の方で全部対応していただいております。そういうことで、今、薬剤の消毒液を配布いたしておりますけれども、それも今県の方から交付いただいて、市民の皆様にお配りをしているところでございます。

それで、これがもし県内、鹿島あたりで発生をしたというときには、市単独ではとても手に負えませんので、今の流れとしては、家畜保健所の方にまず連絡をとって、県が対応をして、その後、県に続いて市が動くというふうな形になっておりますので、今改めて予算化をしてということには至っておりません。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

養鶏業者の方々も大変御心痛だとは思いますが、これは対応がおくれますと、人的被害に及ぶ可能性もありますから、ぜひこの点については当市としても慎重に行っていただきたいというふうに思います。

済みません、文教の分で言ってもよろしいですか。

○議長（小池幸照君）

通常は、所掌の委員会の分については委員会でやった方がいいということになっています。大綱やっぎいいですよ。

○1 番（徳村博紀君） 続

その大綱の意味がわかりません。

○議長（小池幸照君）

じゃあ、ちょっと言ってください。

○1 番（徳村博紀君） 続

済みません。昨年12月の議会で、これは188ページの教育費の小学校費、中学校費、この部類にちょっと関連する部分なんですけれども、防犯ベルの件について私質問したわけですが、今現在、武雄市、鳥栖市、川副町などで連れ去り事件が起こっているわけです。そして連れ去り未遂ですね。きょうの新聞にも佐賀市内だったと思いますけれども、小学生の女子に対してわいせつ行為があったということが載っておりました。このことに関して教育長並びに市長、どういうお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

防犯ブザーは、市で、公費でといたしますか、そういう対応はしておりません。ただ、子供たち全員分はそろえておりませんが、市内のほとんどの学校でそれぞれの地域に応じて、学校備えつけ分は貸し出しをしているという実情であります。もちろん、保護者みずからが自分の子供に持たせているというケースもあります。地区の防犯協会等から、例えば新1年生分を毎年補充していただくというようなことで年次計画でふやしながら、地域の教育力の一つとして、そういう対応をしてもらっている学校もあります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もちろんこの種のものに対しては、先ほど教育委員会所管の方から申し上げましたが、これは行政自体もいろんな手だてをしなければいけません。我々は基本的にはやっぱり自分たちのことは自分たちで守るということを基本に置いて、そして私たち大人もできるだけ子供たちと接点を持ちながら、自分の直接の子供と親という関係だけではなくて、子供たちと親たちという地域の中での関係、これをもっと綿密なものにしていって、濃厚なものにしていって、そしてお互いを見守りながらやっていると、こういうことが非常に大切になってきているというふうに感じております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど私は、武雄市、鳥栖市、川副町でこういう事件があったということに対してどういうふうなお考えをお持ちなのかという質問をさせていただいたわけですが、ちょっと的が外れているような気がいたしました。これは私だけかどうか分かりませんが。

川副町の事件については、川副町は全員が防犯ブザーを持っていると。そして、その小学生の女儿に対しては防犯ブザーを鳴らしたがために、こういう防犯効果があったと、ブザーで難を逃れるというふうなことも書いてあります。

私は12月の議会の中で、防犯ブザーはやはり必要だということを一一般質問の中で申し上げましたし、また、今ここでも言っているわけでございます。この点に関して、お隣の塩田町さんについては、新年度、新入生全員に対して支給されております。お隣の太良町さんに関しては、今議会にそれを予算化するという予定も入っておるようでございます。この件に対して、当市は15年度の補正予算、そして16年度の新年度予算についても予算が組み込まれていないと。この件について、近隣の市町村はそういった取り組みをしていると、しかし当市は取り組みをやっていないと、この点についてどう思われるか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

防犯ブザーの市の現状は、先ほど申しましたとおりでございます。ただ、ほかの防犯対策といたしましては、ブザーの携帯はもちろん結構なことかと思いますが、私はやっぱり学級とか学校全体で、あるいは警察とか関係機関等と呼んでの講話とか、そういうものを学校の中で密にやっていると。つまり、先ほど市長からありましたように、自分の身は自分で守れる力、こういったものを内部からつけることがまず第一であろうというふうに思います。

それから、特に下校あたりが一番問題だと思いますけれども、複数での行動、あるいは明るいうちの下校とか、あるいは部活動終了時刻を家庭にきちんと周知するとか、あるいは先生方、PTA等で下校のときを計らって巡回指導等をするとか、基本的にはこういったことを確認して浸透を図っているという状況であります。

子ども 110番とか、地域のおじさん、おばさん、あるいは今警察の方は防犯ステッカーを車に張って巡回パトロールをいただいているようなところがありますので、その辺のところの強化を今後とも図っていききたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど教育長がおっしゃられたことが 100%実施できれば、それはそれとして効果が上がるんだと私も思いますけれども、実際、川副町も防犯ブザーで難を逃れたと、これもやはり下校中に起きているわけですね。今、どこの市町村でも、多分その程度の取り組みはされているというふうに私は思います。これは私が調べたわけじゃないですから、どこまでされているのかというのはわかりませんが、ただ、そういう取り組みをしているにもかかわらず、こういう事件が起きているということ認識していただきたいと。そして、これを予算化する前に、もし当市内でこういう連れ去り、あるいは連れ去り事件の未遂が起きた場合は、これは当市の防犯に対する姿勢、まずこれを問われるんじゃないかと。そして、事件を未然に防ぐための策を怠ったと、努力を怠ったという責任も問われるんじゃないかという気がいたします。その可能性があるということです。その点についてどうお考えですか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

防犯ブザーの携帯も確かに予防としては選択肢の一つであろうと思いますけれども、私はやはり自分の身は自分で守るといふ、まず内なる力をしっかりつけることが何よりも大事だといふふうに、そのことについてはそういうスタンスを持っております。（「以上です」と

呼ぶ者あり)

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東です。私も新年度予算の審議は初めてでございますので、少し執行部の方に御迷惑をかけるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

ページ数でいきまして、194ページ、図書館費についてでございます。先ほどの説明の中で11節の需要費、それと、次のページの18節、備品購入費の説明の中で、週刊・月刊誌が200冊、それから図書の方が8,600冊という御説明でございました。

ここでちょっと御質問したいんですが、図書購入費15,659千円というこの金額ですが、これの購入元は地元の業者なんでしょうか、それとも県外とかの業者も含まれているんでしょうか。まずそれを質問したいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

本の購入につきましては、地元で書店組合というのをつくっていただいております。これは2業者です。そこからすべて購入しております。

以上です。（「業者は全部に呼びかけて……」と呼ぶ者あり）市内の書店、本屋さんに呼びかけをしました。そして、その組合に入っていたのが二つの業者ということです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

地元の組合業者ということで、わかりました。

それと、新刊の購入の際ですが、鹿島の図書館エイブルの利用率は非常に高いわけですが、新刊購入の際、どのように市民の意見等は受け入れをされているのか、それを御質問いたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

本を購入する場合の選書の方法、基準について申し上げます。

まず、毎週1回、「週刊新刊案内」というのがTRCという図書館流通センターの方から送られてきます。そこで毎週大体150冊程度の新刊の本を選出して発注をしているところであります。

選書の方法の基準ですけれども、図書館の職員が全員、その「新刊案内」のチェックを行います。それで、チェックの多い資料、それから多くの利用が見込まれている資料、つまり話題の本とかベストセラーの本、そして三つ目が図書館に所蔵していないジャンルの資料、四つ目が利用価値が高い資料、そして五つ目が地域に関する資料で、あと六つ目が白書関係ですね。そういったことを基準として選書をしております。また、利用者からのリクエストを参考にして全体的なバランスを、蔵書の構成というのがありますので、そういったのを考慮しながら本を選んでいるところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

この購入の基準を今説明いただきました。あと年齢別とか性別、そこのあたりも今後もう少し考慮に入れていただき、あそこを使つての勉強等もよく行われているようですので、そのあたりも考慮していただきたいと思います。

次、もう1点ですけど、今、図書館の利用者の皆さん、カードを持っていると思いますが、そのあたりのデータの流出等の防止はどのようにしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

カードのデータ、個人情報の流出ということですが、一応カードにつきましては登録された本人さんが1人1枚ずつお持ちです。本人さんしか使えないというのが原則なんですけれども、例えばそのカードの情報につきましては、市の方の住民情報を参考にしてデータを入力しております。そのデータにつきましては、図書館だけのサーバーでおさまるようになっております。定期的に市民課のサーバーの方の更新をしているところであります。

あと、個人さんがどのような本を借りているかというふうなことにしましては、過去にどんな図書を借りたかというのは、データが消えるようになっております。ほかの人が見られないようになっております。そういった点での個人情報の保護ということになると思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今の答弁でちょっとわからない点は何点かありますね。一つは、個人データがどういふ

うな本を借りたか、それは消えるということですが、これはどのくらいたってからデータの消えるのか。返却をした時点でそのデータはすべて消えるのかですね。そのところをちょっとまずお聞きします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

本を返却してから消えるようになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ちょっと長くなりますので、今度の質問で最後にしたいと思いますが、どうもそのところが返却した際に、そのもとになる本体のコンピューターの中まですべて消えているのかというのは非常に不安に感じます。それで、もしハッカーがそのシステムの中に入り込むとした場合、今、図書館のサーバーだけで管理をしているというふうな御説明でしたが、これは可能なのではないかという気が私はしておりますが、そのあたりの防止策、それをどこかの業者に依頼しているとか、そういうふうなのはあるのでしょうか。それを最後の質問にします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

ウイルス対策のソフトというのを入れております。それから、サーバーというのが2台ありまして、一つは図書館だけのサーバー、もう一つはホームページにアクセス、閲覧用ですね。それだけですので、外部の方から入ってくるのはそのサーバーだけになりますので、図書館の内部に入ってくるということはできません。ちなみに今、1日平均20件ぐらいのアクセスです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。3点質問をさせていただきます。

まず、51ページでございますけれども、歳入に関して滞納繰越分というのがございまして、個人市民税というのが9,000千円ぐらい、法人が300千円ということと、固定資産税が18,000千円という数字がありますけれども、ここで徴収率が、例えば固定資産税だと5%

という数字になっています。ほかに個人の市民税等につきましても11.5%、法人では10%という数字がございますけれども、どういう根拠といいますか、どういうことでこういう徴収率の数字が出てきているのかということをもまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

滞納繰越分の予算で上げておりますのが、個人税で9,000千円、法人税で300千円、それから固定資産税で18,000千円、こういう形で上げております。ただ、現年度重視という形で今徴収を実施いたしておりますので、この分の5%程度、前年度から滞納繰り越しした分の5%程度を徴収見込みという形で予算を計上いたしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

といいますと、過年度の繰り越し分を入れますと、かなりの金額になりまして、多分この徴収にかなり御苦労されているということ、先日の本会議のときにも一般質問でございましたので、その御苦労というのはよくわかるんでございますけれども、ただ、いわゆるちゃんと納税している方にとっては、やっぱりこれだけ残っている。しかも徴収率が固定資産税に対して5%ぐらいしかないという数字は、やはり納税の公平さという点からいきますと、ちょっと不満が残るという点があるんじゃないかなと思います。

そういうことで、この5%という数字ですね、実は平成15年度の当初予算についても固定資産税は5%になっておりました。平成14年度の決算を見ましても、実は計算すると約5%だったんですね。こういう数字が、やっぱり5%という数字、ほかについても大体同じような数字だったんですけれども、これがいつごろからこういう徴収率の数字になっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

予算的には5%という形で計上いたしておりますけれども、14年度決算ベースでお答えをしてみますと、滞納分の収納率、市民税で11.68%、それから固定資産税で5.38%、法人税で16.55%、このような実績は上がっているところでございます。ただ、固定資産税の分の5.38%という低い数字というのは、現在、企業等の不振で倒産と同等の企業があるというところで、これが非常に大きな滞納繰り越しという形になっているところでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

御説明で大変御苦勞があるということはよくわかりますけれども、もちろん困窮された家庭とか行方不明になった方とかいろいろいらっしゃると思いますので、非常に集めにくいという点はあるかと思いますが、やはり納税の平等性といいますか、そういう観点からもぜひ努力をしていただきまして、この数字をできるだけ上げていただくようお願いして、まず1点目は終わりたいと思います。

続きまして、これは163ページ、商工費でございますけれども、現在、商店街に限りませんが、やはり不況の影響がございまして、まだ空き店舗も幾らかございます。今、さくら通りは着々と整備が進められておりますけれども、ここに空き店舗が発生しないことを私も願っております。おりますんですけども、私が見ました情報では、今営業なさっている方でも、もうやめたいという方もいらっしゃるということもお聞きいたしました。

そういう形になってきますと、空き店舗の対策というのをどう考えていかねばいけないのか。現在も、実は2店舗が空き店舗対策の対象になりまして、対策事業を行われておりますけれども、ただ、私が見ました情報では、これ平成16年度で大体打ち切りじゃないかなということも聞いておりました。まだまだやはり今の商店街の状況が続いていくと思いますので、今後どのようにこれを考えていらっしゃるのかということもまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

さくら通りについては、今、議員御指摘のようなことがないように頑張っていきたいと思っておりますので、御支援のほどよろしく願いいたします。

空き店舗対策ですけれども、現在、御存じのように2店舗、県の補助事業を行っておりますけれども、これが14、15、16の一応3カ年で終わるというふうなことになっております。それで、この空き店舗対策につきましては、今後は若干の制度変更はありますけれども、引き続き実施をされるものというふうには思っております。

それで、申請者については、福祉団体なり商工会議所、それから商店街組合といったところになりますので、地元と今後も、空き店舗が現在幾つかありますので、そういうところについては、活性化のためには我々としてもいろんな業種について、できる限り空き店舗対策を使ってやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

17年度以降も続けられるということでございますけれども、これは商工会議所と一緒に
なっている事業だと思いますけれども、今、2店舗の対策事業を行われています。もし、これ
以外の方たち、ほかにも同じようなことをしたいという申し入れが、例えば商工会議所を通
じてあったとした場合、それに対しても取り組まれる考えがとおりになるのか、お聞きした
いと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

これまでの空き店舗対策は、いわゆる不足業種、その商店街にはなかったものについて
補助をするというふうなことになっていたと思いますけれども、県の方からの情報によりま
す制度改正では、今後、不足業種の誘致については店舗改装費のみだというふうなことで、
単年度の補助になる見込みじゃないかなというふうに思っております。

それで、今後は不足業種ということじゃなくても、例えば同じ業種の方でもやってもいい
ような形になるというふうに思っております。それと、福祉団体等がする場合については
3年間の補助をするとか、そういうふうな制度の変更になるというふうに聞いております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

空き店舗対策については、今後ともどうかよろしくお願いたしたいと思っております。

続きまして、3点目でございますけれども、私も先日、JR長崎本線の存続について質問
いたしました。今現在、まだ長崎新幹線ができるかどうか全然わからない状態でございます
けれども、前回の質問でも、そうなったときどうしますかという形で私は質問をいたしまし
た。そのとき、今の当初予算を見ておきますと、これに対する予算というのが、いわゆる長
崎本線存続期成会の負担金という形で100千円出てきております。これは会費程度じゃな
いかなと思いますけれども、もし今後、不測の事態と言ったらいけませんけれども、長崎新
幹線が着工するかもわからんというふうな状態になったときに、どういうふうな対策をとられ
るのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

長崎本線の存続のことについては、まず予算面では、来年度の鹿島市の予算というのはこれくらいですが、実は存続期成会にプールしたものがございまして、あれはどのくらいあったかな。——2,000千円か。それで、主には存続期成会という形で動いていきますので、こちらの予算を使えると。まず、予算面においてはそうです。

それから、さきの本会議において、県議会での知事の答弁の御紹介をいたしました。要するに要点というのは、着工区間決定前に県に対して同意を求めるという手続のことがあるはずだと。それに対して県は、それまでに私ども長崎本線の、つまり並行在来線の沿線の自治体と話し合いに入りますと、こういう形ですね。そして、県から話があると思いますので、どういふ話があるかわからない今の段階で、私は市長としてこれがイエスとかノーとか言う段階ではございません。それはやはり県と市の関係ですから、十分に県の言われることをお聞きして、そしてそれを十分に議論をしながら——ただしですね——ただしですねと福井議員に言ったらいけません、今言えることは、時間的に例えば5月とか、あるいは6月ぐらいまでにこれの結論が出せるのかと。これは県議会でも、土井県議の質問の中でもこの疑問は呈しておられます。そのあれはありますが、やはり私の責任ある立場というのは、県がいろんな話をされる、それをまずお聞きすると、今はそういう段階です。

もう一つ、昨日やったか——の新聞の報道を見ますと、まず久間国会議員——これは長崎県の選出の先生ですが、この方は着工区間決定前に並行在来線の同意がないところについては見送りますと、こういうことを言われたという記事が載っておりましたし、また別の新聞には、これは小里さんの方のチームですが、全体の考え方として、今既に着工をしている区間を優先的に予算投入をして、そして2012年完成と言っておったが、この集中的な予算投入をすることによって2010年に繰り上げると、こういう方針が一つ固まったと。それからもう一つは、北陸の富山—松任間、ここの整備についても図るといふ可能性が高くなったと。それと、それにつけ加えて記事がございましたが、北海道と長崎ルートについては並行在来線とはっきり書いてあったかな、こっちは。つまり、ちょっと今持ってきておりませんが、所要の条件を満たすということを中心に早期着工を目指す、という表現になっておりましたので、全体の今の政治レベルでの考えが大まか整理をされつつあるなというふうな感じがしております。

もちろん、不測の事態というのが想定できるという場合には、これは私どもと、それから議会の皆さんと存続期成会の沿線の自治体の皆さんと、そのときそのときで機に臨み変に応ずということで、いろんな対応をしていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。3時10分から再開をいたします。

午後3時 休憩

午後3時10分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案質疑を続けます。

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝です。

3点ほど質問させていただきます。議長の方から先ほど大綱ということでございましたけど、私もまあ大綱ということでちょっとできないかもわかりませんが、努力をしてみますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ページを前後するかと思いますけれども、189ページの教育費の中学校費というところで、小学校費、中学校費ですね。この件についてお尋ねをいたします。

ここ10年ぐらい、中学校、小学校、各施設の整備事業が行われております。今回も西部中学校の窓枠サッシというようなことで、そのほかの整備事業ということで、大きなお金が予算の中に組まれております。そこで、御質問をいたしますけれども、今のところ、こういう施設、小・中学校に関しては体育館とか教室、校舎の方が主だと思いますけれども、今は開かれた学校づくりというようなことで、外部から地域の人、そしていろんな方々が学校の方へ入って、一緒に児童・生徒と時間をともにするというふうなこともふえております。それで、運動場とか、外部ですね、それから植え込みがあるところ、塀、そういったところの予算というのは、近年どのようにして使われてきたのか。目立って、私が気づかなかったのかもわかりませんが、主に校舎、あるいは体育館というのが多かったと思いますけれども、外の方、屋外の方の整備というのは今までにどういうふうになされてきたのか、また、今後そういうところの整備というのも予定をされているのか、まずその点をお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方から山口議員の御質問にお答えいたします。

これまでの校舎並びに体育館以外での改修工事、ここ数年の間では明倫小学校の運動場の拡張工事を昨年度いたしました。それにあわせて、明倫小学校の植栽工事を実施したところであります。

そのほかには、ことしの予算でいいますと、浜小学校の施設整備工事といたしまして、浜小学校の中庭に人工芝がございますけど、人工芝が少し傷んでいるということで、人工芝の改修工事を予定いたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ということで、今本当に、今1番議員の徳村議員の方からも防犯という面で質問があったかと思いますが、やはり自由に地域の方々との交流というのが今言われておりますので、出入りが、それから不審者の侵入というような、いろんな事件も起きておりますので、この校外、屋外の整備に対して危機管理ができているのか、あるいはそういう防災上、きちっとした対策がとれているのか、そういう点で、これからも外の方での地域の方との交流はしなくてはならないけれども、危険を払うような、不審者の侵入を防ぐといった、大変難しいところの整備というのが出てくるかと思えます。

それともう一つ、今、少子化ということで児童・生徒数もだんだん減っております。しかしながら、学校教育施設の整備はずっと行われております。そこで、空き教室というのが随分出てくるかと思えます。整備を含めて、空き教室も同じように改修をされたり整備をされたりしていると思っておりますけれども、この今のままの空き教室をいろんなほかの用途に使うことも整備の中で、そういうふうなほかの利用をされるような整備をされていかれる考えがあるのか、そのあたりは教育委員会、教育長のお考えと、それからほかの今いろんな事業が行われておりますけれども、これとの関連もするかと思えますので、空き教室を現在使っている、放課後児童教室とか、そういうことじゃなくて、地域に開放されるような整備も含めてされていくのかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

空き教室の整備ということでございます。これまで教育委員会、学校施設に関しまして整備をするに当たっては、基本的には国県の補助事業を優先して取り組んできたところであります。空き教室の整備、単独事業となりますと、昨今の財政状況では厳しいというふうに思っているところでございます。地域に空き教室の開放ということでございますけど、開放するに当たっては、PTA等には時間外等に開放いたしておりますけど、今のところは時間内の限られたところにつきましては、空き教室の開放も検討をしていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

せっかく大きなお金を使って改修工事、整備がされますので、そういった空き教室もきちっとした形で使われるように、整備はしたが、空き教室はそのままというふうなことになるような利用の仕方をお願いしたいと思います。

次に、129ページですけれども、扶助費の老人保護施設措置費ということで、ここに40,000千円というのが上がっております。近年、鹿島市内でも老健施設というのがたくさんできておりますし、それに加えていろんな施設を利用した要介護1から5までの方々が施設を利用するというのが多くなっております。そしてまた、待機の人たちも大変多くなってきているというふうに伺っております。それで、この措置費の件で、これは要介護度によって措置費が違ふと思っておりますけれども、現在、市内で老健施設がございますけれども、この入所者、そういう方々が全部でどれくらいいらっしゃるのか、この入所者の方に対して措置費の40,000千円という予算は十分であるというふうに考えていらっしゃるのか。これが今後補正をしなくちゃいけないような形でふえていくのかという点で、その予想されるところまで含めて伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

措置費の件でございますけど、これは養護老人ホームということになります、措置費というのは。

それで、あと今後ふえるかどうかということでございますけど、今のところ養護老人ホームには空きがある程度余裕があるようでございます。特別養護老人ホームにつきましては満杯、今議員が言われるように、待機者もいらっしゃいますが、老人ホームにつきましては、今のところ空きがあるようでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

老人ホームと養護老人ホームとの違いは。

それからもう一つは、老人保健施設ですね。老人保健施設というのは、老健施設というのは、措置費は行わないんですか。そのあたりをちょっともう一回お願いします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

老人保健施設は介護保険で対応する分でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

養護と特老と。

○保険健康課長（平尾弘義君）続

特別養護老人ホームというのは、介護保険で入る分でございますけど、老人ホームの件につきましても、身寄りのない人とか、あるいはある程度生活できる人とかがいらっしゃるわけでございますけど、それは入所判定委員会というのが市で設けているわけでございますけど、これには専門の医師も入っていらっしゃいます。その中で当然養護老人ホームに入所すべきだという判定があった場合には、その措置ということで入所させております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

老健施設も介護保険の措置をしているということで、特別老人ホームと同じなんでしょうか。全然違うわけですね。養護老人施設ですね。（発言する者あり）そうですね、後で書類をいただけますか。（笑声）（「はい」と呼ぶ者あり）

ということで、今介護保険にしても、国の方はもう今40歳から納めてはいるけれども、もうあと何年後には20歳から介護保険も納めるようになるんじゃないかというふうなことを言われております。やはりこういうふうな要介護を持った老健施設、あるいは老人ホーム等に入所される方がいらっしゃいますので、そのあたりは今後、予算の方もそちらの方へ福祉予算としてこれからふえていくのだろうと思っております。

それで、資料を後でわかりやすい資料をいただきたいと思います。

それから、142ページです。これは保健衛生費ということで、ここに自然保護育成実践活動事業補助金というのがありますけれども、これは何か所掌になるような感じもしますけれども、大綱ということで質問させていただきます。

先ほどこの内容については、内訳として学童環境、それから生ごみ堆肥、EMじゃぶじゃぶ作戦等にこの補助金が分けられるということですけど、この内訳を、わかりましたらお願いします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

山口議員にお答えします。

内訳ということでございますが、まず一つはEMじゃぶじゃぶ作戦事業、経費につきましては753千円でございます。それから、生ごみ堆肥化事業、これは75千円でございます。環境教育といたしましては310千円の予算でございます。

EMじゃぶじゃぶ作戦につきましては、引き続き活性液の配布というようなことで需用費

等を上げさせていただいております。

生ごみ堆肥化事業につきましては、生ごみ堆肥を使った実験田というようなことで、報償費として3名の方、お願いしているところでございます。

それから、環境教育といたしましては、子供たちの環境教育というようなことで、教材費とか、それから借上料、バスとか船とかの借上料として計上しているところでございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

有明海の再生という意味では、このEMじゃぶじゃぶ作戦を始められて、ことしも、聞くところによりますと、浜漁港あたりがよかったというのは、このEMのおかげじゃないかなというようなことも一部言われておりますので、これはずっとこれからも続けていっていただいて、予算化は切れることのないようお願いをしたいと思います。

それで、最後になりますけど、もう1点ですけれども、これに関連をしますけれども、159ページの水産業費の委託料のところ、有明海漁場環境保全創造事業委託料というところでお尋ねをいたします。

これは耕うんということで、海の中を耕うんするというので、この予算が立てられておりますけれども、この新規事業としてこれが今回上がってきていると思いますが、この耕うん、海うんですね。海を耕すというようなことになったいきさつは——今ですね、有明海の問題でいろんなことが諫早湾の開門調査等のことも出ておりますけれども、この海を耕すことによって、どういうふうな効果があったという、そういうもとにしたこの事業が行われるのか、そのあたりのこの事業をされることになった要因をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

山口議員の有明海漁場環境保全創造事業ということでお尋ねでございますので、お答えいたします。

これは有明海再生特別措置法という分での佐賀県の取り組みの中の一つでございます。これは来年度初めて取り組むということじゃなくて、ことしも漁協単位では実施をされています。それで、改めて国の補助をいただきまして、これは県下、来年度の場合は有明海の東部地区、太良、鹿島、有明周辺を取り組みを行うということで、来年度の場合は180ヘクタール、要望では200ヘクタールを出しておりましたけれども、180ヘクタールを行いますということで、海底耕うんと言ったり海底耕転と言ったりしますけれども、これは潮が満ちているときに干潟の上をつめのついたやつで船で引いて回る、目的は干潟の上の表土の部分をは

ぎ取るといいますか、そういう形で改めて潟を再生していくと。目的は、モガイとか、そういう貝類の養殖を促進するというのが一つございますし、もう一つはノリの、そういう養土の分を中から引き出すというのもございます。もう一つは、それをしながら、後ろの方に網がついておまして、それで中にあるビニールとか、いろいろなごみがあります。それも一緒に引き上げていくというふうな方法で今取り組みをされています。今回は市の方で、漁協の方に委託をいたしまして、来年実施をしたいということで考えております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

最後にしますけれども、この耕うんによってまた有明海が再生されるであろうということ期待しながら、こういう事業が行われると思います。それで、鹿島の東部地区ということで、太良、鹿島地区ということですが、鹿島市自体ではどこの漁協、河川ですかね。どこのあたりにこれがされるのか。そしてまた、委託ということでございますので、もうそっくりそのまま漁協に委託をされるのか、業者の方に委託をされるのか、そのあたりをお知らせいただいて、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

ことしの実施箇所は塩田川の上流の方になります。上流といっても有明海の中の上流の、上の方ですが、去年は浜川沿いを実施されております。それで、先ほど言いました、鹿島の東部ということよりか、有明海の東部の方で、太良、鹿島、有明、そして独自には川副あたりが昨年に引き続いて実施をされる予定でございます。

それから、委託については、これは船で引くということがございますので、漁協がそれぞれの組合から出ていただいて、それで実施をしていくということでございます。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

1点だけお尋ねをいたします。

予算参考資料の10ページ、区分の3、職員手当等というところでちょっとお聞きしたいと思っております。

15年度より16年度は、当初予算で20.9という大幅な減になっておりますけど、先ほど財政課長、午前中の説明の中で退職者、退職なされる方が少ないという説明がございまして、本年と比較しますと、先ほど申しましたように、減幅が大きいものですから、まず本年度

の3月いっぱいでおやめになられる人数をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

ことしの3月末、いわゆる15年度で退職される方は12名でございます。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

12名ということでございますけど、来年度の新採の試験もあって、採用発表があつておられますけど、新採の採用される人数を。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えします。

8名でございます。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

新採の採用が8名ということで、市長申されます職員の減と申しますか、それが一番財政的にはウエートが大きなものですから、それを念頭に置いておられますけど、12名退職なさる方がおられますけど、それプラス、こう言うてはなんですけど、亡くなられたりした方もいらっしゃる、これにプラスしていくと、十四、五名になられるんじゃないかなと思いますけど、それで大幅に半分までいかないですけど、新採の方が8名しか採用されないという形になってきております。

現状でも、非常に職員数が少ないと申しますか、それによっていろんな形で、職員の方は頑張っておられますけど、仕事の量が加算されてきている状態にあるんじゃないかなと思いますけど、その点、この大幅に減らされた原因と申しますか、それともう一つは、合併の事務局にも何名か出向されておられます。それで、先般は処理場の藤鹿苑に、今まで例のない鹿島市の職員さんを1人出向されております。そういった形で、数字がイコールにはならないと思いますけど、先ほど申しましたように、非常に今の職員の方に仕事の量が加算されていくんじゃないかなという、懸念するところがありますけど、その点、どうお考えなものでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

退職されたり亡くなられたりしたという数と採用の数がイコールじゃないというのは、これはもうはっきりしているわけです。じゃあ、イコールじゃない、不足分をどうするのかということですが、ここは実はタベ、職員組合と夜7時半までこのことでちょっとお話し合いをさせていただいたんです。やはりおっしゃるような趣旨で御質問があったわけですが、先ほどから16年度の予算の話とか交付税の話とか、そういったこと、非常に厳しい状態だというふうなこともお話をしてきましたと思いますけれども、じゃあそれで人を削っていいのかという論法が成り立つのかどうか、ちょっとあれなんですけれども、ここは非常に厳しい状態を一緒になって乗り越えていきたいというふうな願いをきのうも実はしたところでございます。

おっしゃられる健康面、仕事がふえてくるというのは、これは当然のことでございます。ですから、何かの仕事をカットせん以外は、仕事がふえてくるというのは、職員が減ってもそれは当然のことでございます。

おっしゃられるように、病気にならんように、健康第一だというふうなこと、この辺は非常に私たちも第一義的に考えております。何とか乗り切るために臨時職員さんを採用して、ここは何とかお願いできないだろうかというふうなお話し合いまできょうはさせていただいたところでございますので、非常に気持ち的にも、千代田町のことが新聞に載っていましたけれども、ここで職員さんのコメントもありまして、ちょっとこれを読んでみますと、「職員組合としてもやはり抵抗はあった」と。今回の4%ですかね、カットされた。「町の存在がかかっていると思えばやむを得ない。妻と家計のやりくりを相談していると話す」と、そういった非常に厳しいコメントも載っておりますし、わかりながら、こういうふうなことの事態にさせていただいたというようなことでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まさしく総括質問をしていただきましてありがとうございます。それで、ここの大きな観点からちょっと私も考えをここで披瀝をしておかなければいけないと思いますが、まず背景は今議会でも私どもの方からも、あるいは議員諸兄も十分認識をしていただいておりますが、私の方からも何回も説明しておりますので、こういうふうな財政状況ですね、一言で言えば。これはますます厳しくなっていくと。こういう中で、どうやっていくか。全体の予算の内訳の中で、必ず必要な経費と、それから住民サービスに回せるお金と大別するとします。この必ず必要な経費の中で一番大きいのが幾つかありますが、人件費もそのうちの一つです。サービスプラス必要な経費が全体予算ですから、こういう構造がわかりやすく、そういうことで話しますと、サービスを低下させないためには、必ず必要な経費を削減していかなければ

ならないと。パイは一緒ですからね、その年度年度のパイは一緒ですから。

そういうことの中で、我々としてはまず第一義的に考えるのは、予算の総枠が減ったから、財源がなくなったからといって、減らしたいかんのはやっぱり住民サービスの面だろうと思うんですね。これを確保するためには、やむを得ず、さっき御質問のような職員の人数を少なくしていくと、こういうことをやらざるを得ないということでもあります。

ただ、これは来年度予算は組めたといいますものの、これがいつまで予算編成が今の状況の中でできるか。16年度は約12%の交付税カット、あとは一番カットされない2%という想定したものが合併協議会で財政シミュレーションをやっておりますが、あと5年ぐらいで住民サービスに回せるお金がゼロ、あるいはそれより低くなってしまうと、こういう状況にあります。これは鹿島市も太良町も一緒です。これを住民サービスをできるだけ低下させないためにということで合併しかないという選択を私どもはやったわけでもあります。

これは100%合併できるかといえば、まだ太良町の住民投票がありますので、あるいはまた、鹿島市も太良町も議会の議決というものがございまして、私どもやはり合併は合併としても、今から自助努力的にいろんなことをやっていかなければいけません、経費の削減等ですね。

ちなみに、これは全国自治体独自調査レポート、これは日経新聞社、あるいは日経産業消費研究所というものが発行しておるもののデータの中にはありましたが、義務的経費の増減率、これをできるだけ絞るといのが一つの経営としての考え方ではありますが、今700ぐらい市があります。町村まで入れれば3,100ぐらいありますが、700ぐらいの市の中で、鹿島市は努力をよくした側から24番目に入っております。ちなみに、武雄市は700のうち努力をした順番にいいですと、下位に近いですが、532番目ですね。つまり、人件費と、あるいは義務的経費についても一生懸命職員が住民の皆さんの協力を得ながら絞り込んでいった結果が全国平均からいってもかなり鹿島市は上位に来ている。

したがって、きのうでしたか、一昨日ですか、申しあげましたように、起債残高も平成12年ピークの138億円から16年度末には実質105億円になりますと、33億円4年間で減少することができましたし、その中身は交付税充当率を勘案しますと、もう50億円を切った49億円になりますと、こういうふうなことを申しあげましたが、私どもといたしましても、あらゆる手だてを通じて、こういうふうな経費削減に努めていくと、そのうちの一つの方法として、先ほど言いましたように、例えば、20人採用しなければいけないものを、それ以下に抑えながら少しずつ絞り込んでいくと。ただ、さっき課長が言いましたが、職員には少なくとも今までより加重はかかっていくわけです。ですから、私は構図的にはこういうふうになっていくと思いますよ。職員、我々の仕事というのが、人間が住民サービスをするわけですね。つまり、職員が住民サービスをするわけです。ですから、これはそういう関係からいえば、多ければ多いほどサービスは充実しますと、行き届きます。しかし、先ほど言い

ましたように、それが許されないということになりますと、人員を減らしていかにかいかなと。どうしても最終的にはやっぱり住民サービスの低下と。ですから、私たちがここで長期的に考えなければいけないことは、今の住民の負担とサービスの関係の中で、行政がどれくらいのレベルでサービスをするのが適当なのかと。簡単に言えば、今までは国も地方も借金を負っていると。この借金の分は、やっぱり身丈以上のサービスをしたから借金として残っているわけですよ。そうでしょう、簡単に言えば、図式的に言えば。そのあたりのことを執行部、議会、住民が今からいろんな議論を話し合いながら、どのレベルに合わせていくのかと。非常にこれは重要な問題だと思いますので、私もいろいろ研究をしながら、そして住民の皆さんの考えというものも突合しながら、このあたりのことについて、最終的にどこのあたりに収れんをさせていくかということを考えていかねばいけないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

12番岩吉泰彦君。

○12番（岩吉泰彦君）

今課長の答弁の中で、昨日ですか、組合との話し合いがあったと聞きましたけど、私は組合の方から聞いたわけでもないし、ただ素朴にそう思ってきて、余りにも採用が、先ほどから申しますように、少なかつたものですから、その点いかがなものかと思ひまして、また、一般質問の中でも市長の答弁にありましたように、町並み保存ですか、景観の新設の課をまた市長部局で設置するということですから、またそういった点でも非常に加重と申しますか、加重がどこまで加重なのかというと、これは尺度がありません。だけど、健康管理のことも申されましたけど、それは健康管理というのは自分自身が健康管理するのが、だれもし切れないですからね、それはおのずが安静しなきゃいけないんですけど、何を申し上げたいかと申しますと、先ほど市長の答弁の中でありましたように、人員が減ったからといってサービスが低下していったら元も子もございませんから、その点は十分に、ないだろうと思ひますけど、ひとつおのおのが先ほど申しました健康管理には気をつけていただいて、今後の住民サービスに、あくまでも低下しないように、身を粉になしてと、それはオーバーでございませうけど、低下しないようにひとつよろしくお願ひをしたいと思います。答弁は結構でございませう。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手でございませう。私は、単純な質問をちょっと二、三点ほどさせていただきたいと思ひます。

51ページですけれども、先ほど福井議員の方からもありました市税の滞納といひませうか、

このことについてお伺いをしていきたいと思ひます。

このことは毎年のことですが、また国民健康保険税、ことしは加入者がふえたといふようなことで減額の補正をしていらっしやいませんけれども、やはりなかなか徴収率といひますのは、滞納者が年々ふえている傾向にあるんじゃないかと思ひます。

ちなみに、予算書を開いてみましたところ、13年度が21,000千円、14年度が22,000千円、15年度が37,000千円、ことしはごらんとおり56,000千円といふような形で減額の予算を立てていただひているところでござひます。

これ数年前やっただすかね、こひういふような滞納者に対しての徴収率をアップするといふような意味で、集金人を雇われたと言ったらなんですけど、雇用されたといひますか、その方たちが多分2名だったのですけれども、こひのような形で滞納がふえると、2名で大丈夫かといふようなことを第1回目にちよつとお尋ねをいたしします。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたしします。

徴収嘱託員のこと、年度別の収納額を申し上げてみたいと思ひます。

平成7年度が44,648千円、平成8年度が49,140千円、平成9年度49,020千円、平成10年度40,072千円、11年度が45,237千円、12年度から13、14年度、極端に徴収が落ちております。12年度が24,810千円、13年度が23,883千円、14年度26,859千円、こひのような徴収嘱託員の徴収実績といひのがあります。

これは平成7年度から14年度までも徴収嘱託員2名といふことで実施をいたしておりますけれども、平成13年度に1名の方が途中で交代をされておひまして、ふなれな点もあつたのかなと思つておりますけれども、何しろ平成12年、13年、14年と半分程度に落ち込んでいふことは、議員御承知のとおり、不況といひう中で非常に徴収に苦慮をしていふような現実がござひます。

こひうところで、徴収嘱託員の方には日夜努力をしていただひておりますけれども、これがなかなか徴収の実績に結びつかないといひのが現状でござひます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

やはり不況でこひういふような形になつていふんじゃないかといひうことは認識をいたしていふところでござひます。また、職員の方たちも日夜努力されていふことをお聞きしておひまして、本当にそこらあたりに対しましては敬意を表するところでござひます。

ちよつとこれは私、地区でお話を聞いたとすけど、やはり報奨金を各部落に対して――

各部落と言うとなんですけど、部落単位じゃないかと思えますけれども、出していただいておりますよね。この税の納入方法として、やはり預金なんかをしていらっしゃる方たちは口座落しとか、ここに直接支払いに来られるとか、例えば、納付書で指定金融機関に払い込まれるとか、いろいろあるかと思うんですよね。その実績に対しての報奨金じゃないかと思えますけれども、この納付書の配布は多分各部落の区長さんが一応配布していらっしゃるんじゃないかと思えます。だから、はがきだったら金額はわかるんですけど、封書で送らっしゃるかわかりませんが、やはり税金というものは、我々国民は納める義務があるわけなんですよね。だから、ある区長さんがおっしゃることには、やはり我々嘱託員が徴収といいますか、その願いをするような方法を市の方で決定していただいたらよかとぼってんなというふうなことをお聞きしたわけなんですよ。

そのような形で、報奨金をもらうように手の届くごと頑張るのであって、ちょっとですよ、怒ると言ったら変ですけど、笑いながら、そういうふうなことを言ったんですけど、いや、やはり国民は税金を納める義務があるんだから当然じゃないかということをおっしゃられたわけですよ。だから、全部の部落とはいかないかわかりませんが、そのような形で集金をしてよいという願いを区長さんたちにされたらどうかなというようなことですが、その件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

お答えいたします。

恐らく納税組合の要綱のことだと思いますけれども、現在、鹿島市には納税組合というものを各部落ごとに組織をいたしております。そして、届け出の中では区長さんが納税組合長と、それから班長さんが納税指導員というような名称で現在届け出をいただいているわけですが、今のごときでは個人情報の問題が非常にございます。それで、この納税組合の中でも100%納付というような部落もございます。ここはその地域の住民の方が区長さんにその税金を預けるというような了解のもとにそのような組織をされていると。だから、班の集会なりなんなりで税金も一緒にそこに持ち寄って、区長さんが集めて一括納税というような地域もございます。現在では100%納付という形で4カ所程度そのままの形で残っておりますけれども、最近大きな部落等におきましては、この納税指導員制度そのものが非常に円滑にいかないという現状がございます。そこで、その納税組合の中で地域の住民の方がそのように理解をしていただければ、私のところは納税組合長のところまで滞納の状況等はお知らせをいたしますという形で、納税組合の研修会等では申し上げておりますけれども、現在までにそのような地域はまだ1件も出てきていないのが現状でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

納税指導員という方も多分区長さんということでございますかね。やはり私が思いますのは、区長さんはやはり市の準嘱託員ですよね。先ほど課長はプライバシーというようなことを言われましたけれども、区長さんも準嘱託員という意味で、そこらあたりは厳粛に守っていただくんじゃないかと、そのようにちょっと私は個人的には認識をしようとするんですけど。だから、冒頭申し上げましたように、納付書は配ってきんしゃるわけですよね。だから、プライバシー的にもあろうばってんが、やはり市の委嘱を受けているれっきとした準嘱託員ですので、そこらあたりは今後検討というのですか、お話し合いをしていただいて、もうこれだけ滞納がふえてきよるけんですよね、少しでも回収できるような、努力の方法を考えていただきたいと思います。

それから、次に移ります。

84ページですけれども、株式配当なんですけど、みずほフィナンシャルグループというように、これは株の配当金だと思いますけれども、30千円計上していただいております。これは多分二、三年前に松尾議員からこのことに対しては質問をされたんじゃないかと思えます。そのときの御答弁では、11. 幾らぐらいの株があるというようなことで、そのときの時価相場で——時価といいますか、4,300千円ぐらいというような形で御説明をされたんじゃないかと、このように思っております。これを買われたときは幾らだったか知りませんが、やはりバブルが弾けまして、株、経済ともに低調ですよね。株も大暴落したわけですので、これに対しましては、松尾議員さんのときは4,300千円だったから、今はちょっと見直している状況があるんじゃないかと思えますよね。それはそれといたしまして、大体どういう目的で株を持っていらっしゃるのか、そこらあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

井手議員にお答えいたします。

昔、第一勧業銀行と申しておりましたが、それが合併をされまして、今みずほ銀行と言っていると思います。一番最初に株券として、私、大分調べましたけれども、上がってきているのが昭和31年に決算書の方に上がってきています。そのときに大分支出をして調べておりましたけれども、支出の跡がないと。跡がないというのは、決算書に上がっていません。そういうことで、多分第一勧銀さんが自治体宝くじを始められたときに協賛金として出資をしたのか、補助金を出したのか、その見返りとしていただいているんじゃないかという認識を持っています。その後、昭和34年に200千円程度のお金を出して増資されております。それ

がそのままずっと現在まで引き継いでできているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

大体わかりました。そしたら、今どれくらい時価といいますか、相場がしているかわかりませんが、やはり目的とされまして、いつの時点で、今は財政的に圧迫している状況でございますけれども、そこらあたりは目的はどういうふうな形で、あくまでも予想でしょうけど、使用目的がわかればですね。あくまではっきりじゃなくていいかと思っておりますけれども、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

議員が御指摘のように、この件につきましては、松尾議員が議案審議だったろうかと思っておりますけれども、その中で質問されまして、市長が処分をするということで答えております。それで、私どももその処分の機会をちょっと見ているというような感じです。現在、財政課長に聞いたところでは、約 3,000千円台ということになっております。これがたしか、ちょっと記憶がうろ覚えでございますけれども、みずほフィナンシャルグループが合併統合をしたときは、その当時が一番の高値で 9,000千円ぐらいではなかったかと、はっきりちょっとわかりませんが、大方そのくらいではなかったかと覚えております。それで、今が売る時期なのかどうか、ちょっと判断に苦しむ分がありますので、もうしばらくちょっと機会をうかがわせていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

日本経済もやっと右肩上がりになってきつつありますので、ひとつしっかりと相場を見ていただいて、うまいチャンスを見て売却していただければと思います。

次に移りますけれども、150ページですけど、中山間地域の総合整備事業ですけれども、この事業につきましては、本当に長年かかりまして、採択に向けて先が見えたということで、執行部の皆様方の御尽力に改めて敬意を表するところでございます。

この総合整備事業に取り組む前に中山間地域の活性化推進事業というようなことで、平成8年ぐらいやったですかね、から10年ぐらいまでこれを立ち上げていただいたと思います。そのような中で、特に七浦地区では各部落で七浦産業振興会じゃなくて、各部落で先進地の視察に行かれたところがございます。そのような状況の中で、やはりそのときは東松地区の

浜玉町と巖木あたりだったと思いますけれども、やはり見事に整備されておったわけでございまして、これはいいばいというようなことで、いち早く七浦地区では各部落が自分たちの要望といいますか、それをまとめ上げていただいたんじゃないかと思います。

そのような形で、すぐ採択になるとやないかなというようなことで期待しとんしゃったとばってんが、これは県の、国のといいますか、人気商品でなかなか順番が回ってこないというようなことで、十五、六年度の採択に向けての努力をしていただいたわけでございますけれど、やはりなかなか年月がたつとともに高齢社会といいますか、高齢者の方たちが、もう今ごろになってからはちょっとというような方もいらっしゃるわけなんですよね。それはそれといたしまして、では、若い人たちが後は引き受けていただくというような前提で今お話をさせていただいたわけでございますけれども、七浦地区である部落が、当初の説明では条件といたしまして林野率が地域で50%満たないと、ちょっと条件に合わないということでしたけれども、ここのところ部落単位になったということなんですよね。それは、以前の地域と部落とのちょっとギャップがあったんじゃないかと思いますけれども、そういうことであれば、法的な形で林野率が達せんとやったら、どうもできんでしょうだいというような形で、その部落の人にはちょっとお話したとですけど、しかし、ある部落の役員さんたちは、もう区長さんや役員さんはかわつとんしゃるわけですよ。そいぎ、ありゃ、そぎゃんてやと、おいどんがときは林野率関係なんかは部落名と聞いとらんやったとこれ、ありゃ、そぎゃんことになつとつとやということで、ちょっと嘆きんしゃったわけですよ。それで、本当かいというようなことで、聞いてみてくれということだったもんだから、間接的に農林事務所にも聞いたわけですけども、そのときの説明不足というようなことで、該当しないところは、またほかの事業でというようなことで見ているということもお話をさせていただいたわけでございます。

ほかの事業ということで、言うたら、部落の人は、もとの役員さんたちは、ほかの事業といたら中山間地域総合整備事業の負担金といいますか、やはり自分たちの受益負担金といいますか、地元の負担金が一番頭に置いとんしゃつごたつとですよ。それと匹敵する事業のあるぎよかばってんが、そぎゃんとはあんみゃもんというような形でちょっとお話をしんしゃつたつとですよ。

そこはちょっとわかりませんが、やはり部落にはそういうふうな説明もあったということですけど、今の役員さんか知りませんが、正式に部落に行つて、従来の役員さんたちに説明をしていただいたのかどうか、そこらあたりをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

井手議員の方から今中山間地域総合整備事業の件でお尋ねがっております。今の現況がどうなのかということでございますので、大変お待たせをいたしましたということでまず申し上げます。

先ほど申されたように、平成8年からこの事業の計画が上がりまして、今までずっと計画をしてまいりました。それで、先ほどのお話の中で、林野率の問題がちょっと問題になっていますが、これは当初から一応要綱の中では各地区の林野率が50%以上ということで載っておりますけれども、一応運用の中で鹿島市全体の林野率でいいですよというふうな、発足当時はそういう話もあったようです。それで、今御存じのとおり、かなり国も県も補助金が厳しくなっております。そういう意味から、それとあわせて、今から事業をやるのが目的じゃなくて、それをやることで後どういう生産の仕方をやるんですかということが非常に求められております。

それで、先日、いよいよ予定では16年度に実施計画をつくりますというのが県の方から打診がっておりますので、それを受けて各関係部落に説明に回っております。だから、今からはこういう予定で進みますので、皆さんそれぞれ準備をしていただきたいと思ひますし、また8年から大分経過もしていますので、本当に皆さんするんですかどうですかということをごことしいっぱいに、2月いっぱいには御返事をいただきたいということで説明に回ったような次第でございます。

それで、先ほど言われましたように、林野率の問題で、はっきり言ひまして、2部落該当しなくなりました。だから、その分については、農林事務所と協議をしながら、別の事業でということでご進めようとしています。幸い、今度広域農道の5期の部分の事業に着工になる可能性が出てまいりましたので、その辺の残土の問題含めて処理をするのとあわせて事業を組んでいったらということでご進めしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

わかりました。その部落の旧区長さんとか役員さんたちは、そんないばこの中山間地域総合整備事業と同じ採択のできくつとやろうかというようなことなんですよ。そこをやっぱり言ひんしゃるわけですよ。やはり七浦の産業振興会をメインになってしとって、我がどんばかりちょっと行っちゃがれたというような、何と申しますか、悔しさといひますか、そのような形で、課長おっしゃられましたように、ほかの事業といひますと、事業率かれこれも違ひと思ひますし、何かできれば、そういうふうな形の事業を考えていらっしゃるのがあるれば、もう一遍県の方に申し込まれんかというふうな、相談をされたらいかかなと思ひますけれども。ほかの事業でやってくれるんだしたら、せつかく今はまだ採択されていないから、あと2部落をどうか、一応ですよ、というような御相談ができないものかと思ひまして、

これは努力してみてください。答弁要りません。ぜひひとつ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

中山間地域総合整備事業の要件に満たないわけで、母ヶ浦と西葉はこれから外れたと。ただ、我々はそれはいかんということで、あれは全体が15億円の事業やったですね。それで、財政事情もちろんありますけど、中山間地域総合整備事業で15億円計画しておりましたが、西葉と母ヶ浦の分ができませんので、中山間地域総合整備事業の事業費を削っております、西葉と母ヶ浦の分を。13億幾らぐらいでこれをして、この財源はちゃんと確保しておこうと、我々は。そして、同じ県費と市費とつぎ込んで15億円にあわせて一緒に同じようなことをやろうと。ここまで我々は準備をしておりますので、大体受益者の方も同じ程度の事業ができるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

今、市長の明るい御答弁をいただきましてありがとうございます。その旨、部落の人たちにお伝えいたします。本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

申し上げますが、質疑・答弁ともなるべく簡明にお願いをいたします。時間も相当超過をいたしております。

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。所掌以外をせろと言ひよんさっですが、予算の総括的なのは総務で、私は総務でございますので、後ろから怒られるかわかりませんが、肝心なところは1点ちょっと意見を申し上げながら、質問に入りたいと思いますが、これまでの審議の中でも何度も言われてきたように、今回は国の大きな政策のもとでの予算編成ということで、特にそれがプラスになるようなものじゃなくて、三位一体の改革ということで、新聞市場では自治体が悲鳴を上げているというような、そういう文書まで表現がされるというような、そういう大変な中での予算編成を迎えたと思います。

特に冒頭でも示されたように、鹿島市におきましても全国に変わりなく、大変な事態の中で執行部はそれなりの努力をされている、その姿を見せていただいておりますが、残念ながら、その努力に対しても私自身も拍手を送りたいというところにはいかないのが非常に残念なわけでありますが、しかし、特にそういう政府からの、「国から地方へ」とうたい文句は非常によかったわけですが、そのことがより痛みを押しつけられるというような中で、これ

が連動しまして、合併問題にさらに拍車をかけるというような、やっぱり桑原市長も、以前としたら、最近非常に合併、合併の推進的な立場をあらわに見せられている、この原因は何かというと、私は、本心は鹿島で生まれ、鹿島で育ち、今まで来られたわけですからね、鹿島市を守りたいという本心は私と同じじゃないかと思うんです。しかし、その気持ちを曲げさせるような国の政策、このことに対して私は非常な怒りを感じているんですよね。そういう中で、何かより以上のやっぱりいい策があれば、それを取り入れていかなくちやいけないということを今私は、今回いろいろ聞いている中でも痛感をしているところです。

先ほども岩吉議員の発言に対していろいろと御答弁なさっておりましたが、そういう中を見ましても、本当に今回の国の政策が、例えば、極端に言えば、職員の人たちの健康までむしばむような、そういう状態をつくり出してくるということは、即市民の命や暮らしにも直接大きな影響を及ぼしてくるというようなことが考えられますし、そういうことがあらわに出ている予算編成になっているということを非常に残念に思いながら見ております。

細かい予算の問題、具体的な内容については、先ほど言いましたように、総務委員会の方でいろいろと質問をさせていただきたいと思いますが、全体的な中で、私も今回三位一体との関係、またそれだけではありませんが、これまでとどう違うかということで少し比べてみました。

そういう中で、少し心配だなと思うのがありました。それで具体的に申し上げたいと思いますが、例えば、公立保育所の運営費というのが県とも国とも16年度では補助金が上げられていない、これは私が探し切れずにいるんじゃないと思います。15年度には、例えば、公立保育所の運営費は12,357千円、国の補助が当初につけられていたと思います。これは予算書で見ましたので間違いないと思います。それから、県の補助が6,178千円つけられておりました。ところが、今回の予算書を見ますと、何度も何度もめくってみましたが、載っていません。ということは、国、県ともこれは廃止になっていると私は考えますし、国全体の動きを見ましても、公立保育所運営費というのは削ってきたという、そういう流れになっていることは間違いないと思います。ですから、公立保育所の運営費を見ますと、全体に国、県の分を合わせますと、18,535千円の国、県補助金の削減ということになるわけですね。

まずお尋ねをいたしますのは、この18,535千円という補助金の削減がどこにどう影響していくのかと、今度の16年度の事業の中で、まずこのことを冒頭にお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員申されましたように、今年度の三位一体改革による国庫補助金の削減、一般財源化ということで、鹿島の場合、市立保育所みどり園の運営経費が国庫補助金で13,000千円

程度、それからこのほかに県費が 4,500千円程度削減になっております。

これをこの三位一体の改革の中で全体的な中でどう補てんをしていくのかというのが国庫補助金改革、それから税源移譲、それと交付税の改革ということでございますので、まずその国庫補助金の削減につきましては、基本的にことし初めてつくられました所得譲与税、こちらの方で補てんをしていくと。この補てんのやり方といたしましては、基本的に奨励的な補助金については、その8割を措置する、それから義務的なものについては、中身を精査し、基本的には10割措置するという、大きな柱の中でされております。この分につきましては、国につきましては、所得譲与税で補てんされると、それから県費の削減につきましては、基本的に交付税の単位費用の中に措置をするということとされております。

措置のやり方が官庁速報なんかを見ておりますと、なかなか難しいようで、総務省の方も大分頭を悩ませているというような記事も載っております。でも、基本的には全体的には国費にしろ県費にしろ、所得譲与税、それから交付税の方で措置をするということになってるので、その分で来るものと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの御答弁では、国庫補助の削減については、所得譲与税で補うんだという御答弁でした。予算書を見ますと、所得譲与税は50,000千円ですね、今回当初上げられているのは。じゃ、ほかにそういう制度の中で国庫補助が削られて、この所得譲与税で賄うという分がどれだけ、どの部門に出てきているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員にお答えをいたします。

鹿島市の方で、今現在私どもの方で把握をいたしております国庫補助金の一般財源化につきましては、議員先ほど申されました公立保育所の運営費、それから介護保険の事務費交付金、これは介護保険は鹿島の場合、杵藤地区で行っておりますので、杵藤広域圏の方の事務費がカットされると。そのかわりに、その関係で私どもの市町村には負担金で請求が増額になっていくという図式になっております。それから、あと市町村の児童手当の事務取り扱い交付金、これが 1,600千円程度あるかと思っております。それから、生きがい活動支援通所事業、これは去年、15年度から一部一般財源化をされまして、今回すべて一般財源化ということで、2カ年トータルしますと、12,000千円程度の影響額かと把握しております。

それから、ちょっと主なものを申しますと、特別保育事業ですね、障害児、障害者保育、

これは国庫補助金でやっておりましたが、これは15年度から一部一般財源化、15、16で合わせますと約 8,000千円程度ということで把握しております。

そういうことで、今現在ちょっと私どもの方で予算で把握しておりますのが、15年度分で約18,000千円程度、平成16年度で45,000千円程度ということで、63,000千円程度影響額があるのかなと考えておるところでございます。それに対しまして所得譲与税が約50,000千円ということで当初予算は計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

所得譲与税にしても、交付税にしても確定された金額じゃないし、その分不足分について確実に補えるという保障は私はないと思うんですね。ということになりますと、例えば、公立保育所の運営にしても、やっぱり大きな影響が出てくると。じゃあ、それがどういう形で出てくるかはまだわかりませんね。今、全体的な合理化でやられているのは人員の削減というような形がありますが、あってはなりません、そういうのに来るのか、保育料金の値上げだとか、またいろんな維持経費の削減というようなことで、やっぱり最終的には預けられている子供たちや父母に対する大きな負担が来るということが考えられるという、これは保育所の問題だけでなく、全体的な行政を見た上での今回の国のこの制度の大きな影響だと私は思いながら見えています。この辺については、ここだけではできない問題もありますし、昨日も申し上げましたように、国に対してのやっぱり大きな運動の広がりというのが大事になってくると思います。

もう1点お尋ねをしますが、同じような形で補助金の削減を見てみますと、農林水産費の県費補助というのが70,000千円ほど総額的に減っておりますが、これはこれまでやっていた事業をしなくていいというような分もあると思いますが、それだけでなく、やっぱり今の情勢の中での削減というものもあると思うんですね。特にそういう中で、今農業問題は本当に大きな曲がり角に来ていると思いますが、私はこの問題を考えるときに、ある面では合併問題以上に大変な問題になるんじゃないかと思っておりますのは、米改革の問題ですね。そういう問題で、そういうものに対する取り組みの予算というのは大きく上げられて、そんなにまだ莫大な金ではありませんが、その推進のためにはお金がたくさん上げられてきているわけですが、具体的にお尋ねをしたいと思っておりますのは、一方では農業を振興していくための県の補助が削られていく中で、さらに農業を切り崩していこうとするための予算がつけられてきたという問題、例えば、私は今回の米改革大綱については、鹿島市のような零細な農家が多いところ、特に後継者がいないところでは、本当につぶされてしまうというような、そういう事態に来ていることを非常に心配をしています。

そういう状況ですから、私は数名の農家の方にこの問題についてお尋ねをしました。特に行政も説明会だとかアンケートだとかいうことで取り組みをされていることは知っていますが、それだけ行政がされていらっしゃるにもかかわらず、農家の人たちがこの本質を御存じないということですね。説明会などされたと思いますが、全くその本質がわかられていないと。それから、アンケートだって、何のためにとられたアンケートなのかかわからずにそのアンケートを書いて出されたというような実態を私は目の当たりにしたときに、本当に何といえますか、背筋の寒くなる思いと、大げさじゃなく、そういう気がしたんですよ。特に今回の米改革大綱の問題は、いつかも市長にもちょっと申し上げましたが、問題はあるけど、後継者がいないからしょうがないというような、そういうお考えを私に述べていただいたことがあるわけですけど、しかし、今はそれでは済まされないというような、こういう大変な事態に差しかかっています。

お尋ねをしますのは、今回のこの米改革大綱の問題について、具体的に行政としてどういう農家の人たちに対して対応をされてきたのか、また、今されているのか、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、私はそのことをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど松尾議員の方から米の政策大綱のことについてのお尋ねでございます。まず取り組みの状況ということですが、これは昨年10月から国の方から徐々に方針が出てきております。これはJAの方からも農家の方にはつないでありますし、それから昨今になって、先ほど申しました推進協議会というのを、これはもう以前からずっとありましたが、今回はビジョンづくりにといいことでの改めての協議会になりますが、そういうことで農家の代表、生産組合長の皆さん方含めて協議会に入っております。

それと、それが進むに至って、全部落の生産組合長さんを対象に説明会を行っておりますし、あと部落説明会としてJAさんが主体的なんですが、私たちが担当が参加をしながら、このことについてお話をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

このことでいろいろここで論議をしておりますと、長くなりますので以下は申しませんが、しかし、やはり今度の米改革大綱というのが、どこから来たかという根本的な問題があると思うんですよ。これは全面的には財界が表に立ちまして、外国からの輸入促進、これはもう

はっきりしているわけで、そういうことで小さい農家はつぶしていくと。そして、地域にも企業が参入をしてくるといような、そういう筋書きさえあると。しかし、どんなに企業が参入をしても、今の農業の政策の中では農業ではもうからないということはわかっていますからね、そういうことになると、目の前に命がつぶされ、環境が破壊をされ、地域というのがなくなっていくといような、そういうこの問題については奥深いいろんなものがあると私は思いながら見えています。ですから、この問題については、やっぱり今もう取り組みをされていると思いますが、本質というのをやっぱり農家の人知っていただくと。いいところばかり言わんでね、つくる者のおらんけん大変やろうけん、任すっぎつくっとなってくんさんばんと、それでは済まん問題なわけですね、今のこの時点に至ってはですね。そして、後継者はどうしますかなんてアンケートをね、後継者がなくなるような政策を進めておったあげくのさんばちは後継者はどがんするですかて、こんなことはあり得ないわけですがね。しかし、現実的にそうなっているわけですから、その辺については担当課として、これからまだそれがどうなるという具体的なのは出てきていない。ある程度筋書きもされていると思いますが、そのところはやっぱり農家の人たちだけでなく、この問題は鹿島全体の経済の問題、しいては国内全体の大きな問題だという立場に立って取り組みをお願いしたいと思います。

次にいきたいと思います。

補助金削減についてはまだいろいろありますが、どうも議長が急げよという顔で私を見ておりますので、たまには言うこと聞きたいと思いますが、次に、127ページに民生費の社会福祉民生費ですね、ここの負担金補助及び交付金の中に同和団体補助金というのがあります。

これは、前回の補正予算のときに私は同和団体補助金も含めて、ほかのいろんな団体に出されている補助金について実績報告なり、補助金を申請するときに計画書などをとっているかということで私は質問をし、そして、特に同和団体補助金については、その実績報告を出すようにということで私はここでお願いをいたしました。これに対しては、この場では担当課長が二つの同和団体の補助金の実績報告を出しますというお約束をさせていただいたんです。ところが、私はいまだにそういうことがあったかとびっくりしましたが、1団体については実績報告を出していただきましたが、もう一つの団体については、以前からの担当者の引き継ぎによって、表には出さないという約束がされていると、こういうことがわかりました。今、この情報公開云々と言われているときに、こういう問題になる、特に問題になってきているような団体の実績報告が議会の中で、議員に正式な場所で約束をしていながら提出できないと、これまでの申し送りのためにできないと、こういうことが許されるだろうか。許されないですね。私はもう本当、ほかの自治体にも聞いてみたら笑われました。鹿島はまだそれば守りよっとねと笑われましたが、ほかの自治体ではそれを出しているんだそうですよね。もちろん、出すのが当然ですがね。この実態を市長、御存じでしたか。そして、ど

うお思いになるか、コメントをお願いします。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。（「少し時間もらえますか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

午後 4 時 43 分 休憩

午後 4 時 53 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案質疑を続けます。

あらかじめ申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

20番議員の質疑に対する答弁を求めます。出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

いわゆる団体等に対する運営補助金というようなことですが、これがいわゆる情報公開に照らしている部分と、それから、個人情報に相当する部分、この辺もありますし、どの範囲までは出せるのか、他団体等の状況等を見ながら、できる範囲を検討しながら、開示できる分については提供をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の時期に個人の云々で、じゃ、補助金をそういうことに使っているかもわからないと考えたいわけですがね。同じ同和団体であって、考えの違いで二つの団体であるわけですが、その二つの団体に出ているところの一方はちゃんと提示をしてもらおうということになっているわけですね。じゃ、そういう、例えば、公に出せないようなことに補助金を出すということ自体が私はおかしいし、もう一つは、出している側の団体から言われたことを、そうですか、御無理ごもつともだと、今まで行政がして守ってきたということに私は大きな問題があると思うんですよね、その辺は。

だから、特にこの時期、補助金だけでなく、必要な経費まで見直されている時期に、そういうことが明らかにならないようなところに団体補助を出すべきじゃないと、それだけでなくいろんな問題があるわけですから、私はそういうことを思いますが、いろんなことは別として、今の時点で、今後は同和団体の補助金の実績報告を提示要求をした場合には出させていただくのかどうなのか、はっきりお答えください。一つの団体は出ているということをしつかりつかんだ上でお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、すべての団体がそうだというふうに言われましたけれども、現実出しておられない団体、市町村もあります。

したがって、先ほど言いましたような範囲の中で提供して、できる分については提出をするということにいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

一般的にはそういうことですが、じゃ、今補助金をやっている団体は出せないような状況にあるわけですか。今、例えば、私は去年の補助金の実績を出してくださいとお願いをしたわけですよ。そして、ここではっきり出しますという約束があっているんですよ。あっているにもかかわらず、以前からの団体との約束でそれは提示しないという約束になっているから出せませんと。つまり、こっちの意向、また個人情報の云々の意向じゃなくて、団体の、我がところの都合で出してくれるなというようなことでしょうか。じゃ、あなた、ほかの団体、例えば、5千円だって3千円だって今行政から補助金をもらうというのは、これは並大抵のことじゃないですよ。しかし、そういうのに対しても、どういう形で利用するんだとか、その辺をちゃんとしながらもらっているわけでしょう。ましてや、これまで私は同和団体補助については、いろんな問題があるということで、もう中止をすべきだという提案はずっとしてきたわけですが、そういう中で、こういう実態ですから、まだ余計言わんといかんごとなるわけですよ。明らかにならんごたつとに出してくるんなど。それもはした金じゃないですよ。今回500何十万円ですね。今のこの財政難のときに見れば、1,000千円だって2,000千円だって、100千円だって大事なお金なんですよ。そういうのを何に使われているかわからないような団体に出すべきじゃないですよ。そう私は思いますかね。

だから、はっきりそのことについては、もうここに具体的に出ていますから、去年の実績報告でもいいですよ、それは出すと。そして、今年度これをね、私はこれは本当は凍結してもらいたいという要求がありますが、例えば、それを執行するなら、それについての実績報告はちゃんと提示をするということのお約束をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁、出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げますように、補助の中身については、個人の情報に関する部分も確かに

あります。したがって、できる範囲について、他団体等も参考にしながら、その範囲を吟味して提出をいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

個人の情報に関することもありますということでしたら、個人的な問題があるのに補助金を出しているんですか、個人に。そういうことができるんですか、個人に出すということが。団体の運動に出しているんでしょう。団体の運動を推進するために出しているわけでしょう。それが個人のプライバシーに係るような問題のあることに使っているんですか、内容的に。おかしいでしょう、それじゃ。それ自体またおかしくなるじゃないですか。そう思いますよ。

じゃ、今あなたはそういうのもあるかわからんということでしたが、去年の実績の、私には見せてもらわなかったその報告書というのは、あなたは見ているんですか。見ましたか。いかがですか。見た上で言ったんですか。休憩とったから、どがんとば出せんやっただないでぐらいは普通なら言うですね。言え言えほど、ますますおかしいですよ。

○議長（小池幸照君）

20番議員に申し上げます。質疑は申し合わせ事項で3回までとなっておりますので、注意を申し上げます。（発言する者あり）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

3回目にお答えをいたします。

要するに、個人の情報はやっぱり公表できんわけでしょう。これは何でも一緒です。むしろ、それを保護せにやいかん。片方でそういう議論しよって、ここだけ個人情報なんかと。それはやっぱり無理ですよ。だから、私たちはちょっと今確認いたしました。かなり以前に約束がっているようです。それはもういつということもわかりません。中身が本当にどこまでの約束なのか。ただ、基本的に私は情報公開条例に照らすべきだというふうに思います。だから、言える範囲で言いんしゃいと、きょう実は指示をしました。ただ、前の約束がどこんたいまでどがんととつか確認する必要があるし、ほかの市町村にもあんだのところはどがんと、そういうのもちょっと情報交換ばして、そして、私たちの約束がいつごろ、どういう中身のもとであったのか。約束というのは公開とは別にやっぱり約束の守秘義務であるはずですので、そのあたりと情報公開条例の原則に照らし合わせて、そして個人情報は守らにやいかんと。このあたりの要素を幾つかかみ合わせながら総合的な判断をして開示をしますと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あとは答弁要りませんが、今まで同和団体が歴史的に自分たちの都合で何をやってきたかということ、やっぱりもう一度みんなが考え、見直さなくちゃいけないと思います。以前のようなことはこの辺でももうあってはいないと思っていますが、本当に許せないようなことが起こり、そして、そこの都合でいろんなことをやられている。今だってありますね、職員が団体の何かに動員をされると嫌とは言えないというようなね、まさに向こうの言うがままの許せない実態があるわけで、そういうところが個人の都合でプライバシーが云々でと、許せないですよ。その答弁は要りません。

じゃ、次にいきたいと思います。

今回、非常に財政が大変な中での当初予算の作成ということで、何からやっていくかということで、非常に興味が持たれるところですが、私は今回努力に努力をされて、この予算書ができ上がったと思いますが、そういう中で、何を先にやるかという問題だと思います。このことについては、新聞などでも新しい予算づくりの報道がされましたので、市民の人たち、一般の人も御存じですが、そういう中で世論として出てきているのが、今の時期に、確かにそれも必要だということも私はわかりますが、何を先にやるかという問題に立てば、例えば、蟻尾山公園の整備事業、私の足元ですから、きれいになるにこしたことはありませんが、例えば、都市計画費の中に69,000千円という工事請負費が上げられております。さらには、きのうも論議になりました浜のまちづくりの問題などあります。あれもやっぱり鹿島の歴史を保存していくという、いろんな立場に立ち、いろんな面から見て、取り組んでいくということは、それは必要だと思いますが、この一銭も欲しいというような中で、果たしてそういう事業を率先してやらなくてはいけないかということは、私だけでなく、このことを知った多くの人たちからの意見として出ているわけですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まさしくただいまの質問のようなことが総括質疑でございまして、さすがベテラン、そして病気が大したことなくてよかったなと思っていますし、むしろパワーアップしてこられたんじゃないかというふうな気がいたしまして、しかし、お互いにこれくらいの年齢になりますと、体には気をつけていきたいものだというふうに思いますし、ひとつよろしく願います。

それで、直接的な御質問にお答えしますが、申されましたように、何を先にやるかと、選択だと思います。もう既に鹿島市の場合はその選択の基準をかなり以前から示しておりまして、

これは前回もちょっと申し上げたと思いますが、鹿島市のハード事業の大きなものはエイブルで終わりです。しかし、ここまでは今非常に条件がいい起債が、あるいは金利が安いからです、ここまではやります。それ以降は大きなハードというものはできるだけ控えていて、ソフトに転換していきます。これは、少なくともここ数年、六、七年の推移を見ていただければ、明らかに決算書なり予算書なりにこの移り変わりというのは表現できていると思います。投資事業というものは極力全体的には抑えておりますし、また一方、福祉関係、扶助費、非常にふえております。こういうことをやりながら、今からの財政難というものに対応していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、本当にこれだけのお金があればというようなことがいっぱいあるわけですね。これまでも再三申し上げてきましたが、リストラとか、それから仕事が少なくなったということで家庭の収入が減ると、それから若い家族ではそのことが原因になって母子家庭がふえるというような中で、本当にその日その日の暮らしをどうしようかというようなこと、それから今そういう母子家庭になった家庭で今までの家が維持できなくて、本当に住宅さえどうしたらいいかというような、そういういろんな大きな悩みを持った市民の人たちがいっぱいいるわけですよ。そういう中で、例えば、住宅の解決の問題だとか、それから子供たちが学校に行ったり、いろんなことをしていく中で、そういう具体的な政策にお金を使っていくというのが今の大事な時期ではないかと私は思っています。

特に、今全国のいろんな動きを見ますと、例えば、リストラその他で家庭的に非常に困難になったところに子育て支援の貸付金をつくるか、いろんなのが出てきています。例えば、それは高校とか大学だけでなく、奨学金制度として小学校、中学校の子供たちを持つ家庭にしても、そういう制度がつくられているというのを私は積極的な政策を見て、同じ財政的には苦しいだろうになと思いつながり見てきております。

そういうことで、私は、教育委員会の方にお尋ねをしたいと思いますが、この最近、学校給食費だとか、何と言わんといかんですか、学校に育友会費じゃない、今何ていうですかね、子供がおらんようになったらわからなくなりましたが、納めなくちゃいけないお金がいろいろありますね。そういうものの納入状況というのはいかがなものでしょうか。特に学校給食でお尋ねしましょうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

学校給食費の未納金ということで御報告、答弁いたしたいと思っております。

これは毎年30人から40人程度の繰り越しという形で未納となっております。金額的には年間 700千円程度ですね、ここ数年はそういう数字で推移をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の御答弁では、今のような状況だから、急速にということじゃないような受けとめをいたしました。しかし、現実的にそういう未納という状況があるわけで、やっぱりそういう実態を見たときに、本当に子供たちにとってみたら、学校に納めなくちゃいけないお金が入らないということは、本当に肩身の狭い思いをするような状況も出てくるわけですから、私はやはり今の時期ですから、例えば、子供たちのために使うとか、また高齢者の人たち、また職をなくした人たちのための積極的な鹿島市の独自の政策をつくった予算運用というのをお願いしたいと思えますし、これからまだ出発ですからね、ここに出てはきましたが、市長も気持ち温かい人ですから、そこはよくわかっていただくと思うんですよ。先ほどは励ましをいただきましたけど、市民の皆さんにもその励ましの意味で、本当に市民に直接対応できる温かい政策を私は取り組んでいただきたいと思いますし、私もそういう提案を具体的にこれからもやっていきたいと思っています。

それから、もう一つ教育委員会の方にお尋ねします。

私は、今回一般質問のときは休みでしたが、テレビで見せていただきました。それから、きょうの教育長の答弁も聞いて、このごろ教育長は非常に消極的だと、ごめんなさい、そう思いましたから、言います。というのは、一つはプールの清掃をEM菌でやれということ。盛んにいろんな方たちが意見を出されているんですね。ところが、安全性の云々だとか何だとかね、いろんなことを言って、例えば、実験的にやってみましょうかの声もなかなか出ない。それで、その一方で、市長は時々EM菌を推進するような発言をされる、こっちとこっちに座っておって、こうも違うのかというようなね。特に私も余りEM菌のことについては言いませんでしたが、余りにもずっと聞きよって、しょっちゅう同じようなことの繰り返し。

私は、実は委員長は北原先生でしたかね、北原委員長のもとに金八先生で有名な足立中学校に、いつかここで報告があったと思いますが、EM菌を使った、子供たちの活動と清掃などを直接見に行ったんですよ。本当にただ単にEM菌の効果がトイレの掃除だとかプールの掃除だけでなく、子供たちの環境も変えていくという、本当にあの取り組みのすばらしさ、まさに金八先生の精神があそこにあったのかなと思います。そういうのを見てきたんですよ。

これが今回の議会で出ただけじゃないんですよ。今までも何度かそういうことは、特に寺山議員はもうEMの博士ですからね、寺山さんのおっしゃることはEMでは私は頭が上が

りません。もう本当に熱心に頑張っているわけですよ。そういうのに対してどうしてももう少し具体的に進んだ答弁ができないのかと。例えば、ここで以前からプールの清掃にそれを使えと言われた後に協議とかされたことがありますか。例えば、意見を出した議員とかEM博士とか、いろいろいらっしゃいますから、この中もいっぱいEM菌を使ってやっている人はいらっしゃいますよね。しかし、本当にいつも同じような安全性が云々だとか、確かにあなたは多くの子供を守っていかなくてはいけないというその責務があることはわかりますが、わかりますけど、何とかそこのところでもう一歩進んだ答弁ができないかなと。

それから、きょうもね、私も実は子供たちの安全問題では質問しようと思っていたんですよ。山口瑞枝議員でしたかね、質問されたのは。ところが、防犯ベルにしたって、何も防犯ベルだけではなくてもいろいろあると思いますが、一番手っ取り早いのは防犯ベルだと思いますが、そういうのに対しても、私はやっぱり何とかしていかんと、今の状況の中で、表に、ニュースになるほどでもありませんが、子供たちが車に連れ込まれようとしたとか、変な人がついていきよったよとかというのを鹿島でもよく聞くんですよ。みずからが注意ばしとかんといかんと。だれでん注意はしとるわけですよ。そして、事件があるわけでしょう。例えば、特に学校の中での事件が起きたときなんか、学校はより以上の注意を図られていながらも、ああいう事件が起きるわけですよ。

だから、そこのところで、やっぱりもう少し積極的に何とか無事に過ごしていきたいという気持ちはわかりますが、教育長、少し冒険をしてみてくださいよ。冒険と言うほどの冒険ではないですよ。もう試され済みなんです。いかがでしょうか。私もたまりかねて言っております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

EMの件につきましては、もう私のスタンスは全然変わっていないわけですが、ただ、市の方でEMじゃぶじゃぶ作戦ですかね、こういったことをやっておられますので、そのニュアンスの違いは前回のときも申し上げたとおりでございます。安全性はやっぱり私の立場からしますと、どうしてもこれはゆるがせにできないことでありまして、100%という判断をするということが、やっぱりどうしても私には不可欠なんです。だから、それがどの時点であるかというのが大変難しいところでもありますので、何回も申しますように、どうしても最も信頼度の高いデータ、あるいはお墨つきがない限りは踏み込めないというのは、これは私の立場からしますと、どうしてもそこはそれ以上の踏み込めない事情があるということでもあります。

消極的と申されますけれども、やはり子供を預かる立場からすると、むしろこれが慎重を期すことが教育的な配慮だということは、先般申し上げたとおりであります。

それから、防犯対策につきましても、全員ではありませんけれども、地域性とか通学の距離等に応じて、必要な子供たちには現在でも携帯をさせているわけですね。せっかく各地域で御努力をされている分について、もう少しその辺を支援していきたいという意味で、現状で一応必要性のある子供たちについては、賄われているのではないかなという感じで、今の時点では申し上げたところであります。

ただ、日常的な指導を徹底することは、これまた何といいますか、物理的ではないかもわかりませんが、やっぱり心の教育といいますか、これは未然防止に向けての不可欠な対応でありますから、当然今後とも力点を置いていきたいということは、かねがね申し上げておりました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

教育長には大分失礼なことを申し上げましたけど、ぜひですね、特にEMは、危険か危険じゃないかというのは、これは寺山さんは飲んでいるでしょう。——はい。この元気はEMを飲んでいるところであるということで、私もまだそこまでは、飲まなかったら病気になったかもわかりませんが……（発言する者あり）あ、北原さんも飲んでいるそうですから、そういう実践もありますので、ぜひ教育長も飲んでみてください。いかにどうかというのですね。それで、ぜひこれだけ出てきておりますからね、お願いをしたい。

それから、子供たちの安全については、子供たちみずからもでしょうけど、地域の大人たちがやっぱりその辺を回っている、遊んでいる、通学をしている子供たちに配慮をします。最近は何となく子じゃなか、どこん子じゃろか、おれは知らんばいというような、そういうやっぱり悪いですけど、そういうのがありますね。特に車社会の中で、なかなか近所の子供とも声を交わさないというような、そういうのもありますから、まずはやっぱり近所、その周辺の大人社会も、そのことについての考え方は必要になってくると思いますが、とにかく事件が起きてからでは遅いと、事故が起きてからでは遅いと思いますので、積極的な対応をお願いしたいと思います。

最後にしたいと思います。

国保のことでちょっと簡単にお尋ねをしたいと思いますが、この件については、きのうの補正の中でも申し上げましたけれども、本当に今国保財政というのは、もちろん鹿島市だけでなく、全国的に国保事業の運営というのが大変になっているわけですね。そういう中で、きのうもちょっと申しましたが、その抜本的な対策というのが自治体、市、県、国でやるんじゃないかと、そのしわ寄せはすべてこれまで——すべてと言っていいでしょう、受益者、住民の人たちの負担増という形でやられてきたわけですね。特に、きのう市長も国が改革——改革といいますか、そういうのを考えているから、それが云々というようなことを言われま

したが、きのう私言いましたが、それも問題があるんだとちょっと言ったと思いますが、まさに問題があると思うんですよね。これは何ですか、都道府県への統合をすとか、国保の再編をすとか、そういうことでしょうか。そして、保険料を引き上げると。まさにこれもきのう私が言ったように、根本的な解決というのは、国保料を引き上げることが大きくなっているというのは、もうこれは国が具体的に言っていますから、そういうことになるわけですからね。

それと、きのうちょっと私申し上げましたが、本当にこういうことになると、どうなるか、これは国からの通達ですね。全部は読みませんが、「厚生労働省は自営業者らが加入する国民健康保険について、保険料の収納対策に乗り出す方法を決めた。運営主体である市町村に対し、期限までに保険料の納付がなければ、預貯金の差し押さえなどを行う強制収用を積極的に実施するよう指導するほか、広域連合の活用などに」云々というような、もう本当にさっきプライバシーの問題が言われましたけど、まさにそれにも匹敵するような大変な事態で国保の問題を解決しようとしているのが今の国の政策だと思いますが、それはそれとしましても、しかし、何としてもこの問題は財政的な日の目を見るような対応をしないといけないと思うんですが、この点について、きのうもちょっと国の云々でおっしゃいましたが、市長は今の時点で、特に16年度の国保運営について、どういう方針で取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

やっぱりパワーアップして出てきておられます。上段で市長を切り、その返す刀で教育長を切り、そして同僚のEM博士を持ち上げ、もう快刀乱麻というふうに感じております。

それで、国保の問題ですけど、先ほどちょっとお触れになりましたが、この保険者の統合というのは、例えば、社会保険とか国保とか、一本にするということですね。このことは国保側にとっては望んでいることなんです。国保の被保険者というのがこの前申し上げましたように、非常に厳しい状況の人たちが多くと。したがって、国保運営も厳しくなって、国保の税も高くなっていると、こういうことがありますので、国民全体の保険に対する税の平準化というのですか、これをねらいとしてあると思います。ただ、じゃあ保険者を市町村単位から最終的な県単位ぐらいと、そういう中で、先ほど指摘されましたようなことも厚生労働省の方は言っているようではありますが、いずれにしましても、私たち日本人にとって一番いいことは、社会保障制度というのが充実をしているということ、これが今の状況が非常に厳しくなってきたという状況ですので、こここのところは最低、国民生活にとって、あるいは日本人が生きていく上にとって最低のこと、これが保障制度だと思いますので、こここのところは堅持ができるように国と一緒に私たち地方公共団体も頑張っていかなければいけ

ないと、こういうふうには思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にずばりお尋ねします。

私は、国保税については、納入者が納めやすい国保税にということで、財政的に大変なのはわかりますが、引き下げを要求するものですが、今後、国保税についてどうなのか、ずばり言って、上げなくちゃいけないのか、そのまましばらくは今の水準を保つことができるのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたしたいと思います。

御承知のとおり、合併問題が今検討されております。それも控え、頭に考慮いたしておるんですが、まず今年度の予算編成の予算の枠内——考え方をちょっと申し上げたいと思います。

現在、基金が130,000千円程度ございます。それと、15年度の決算はまだはっきりしておりませんが、一部については国の歳入が非常にわかりにくいようなシステムになっておりまして、国、県の歳入が——先ほど言いましたように一部確定が来ておりますが、まだ不確定な分がございます。まだある程度の増額の分を見込んでおります。

それと、16年度の予算編成につきましても、先ほどから言いますように、不確定な収入がございますが、ある程度の見込みはあるのではないかとということも頭に入れております。その中で考えていきますと、ここ16年度、17年度ぐらいまではどうにかもてるのではないかと考えておりますが、これは何しろ医療費のことでございますので、病気、あるいは近いところでいえばインフルエンザ等が蔓延したりする場合は、その時点で考慮することがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりたいと思いますが、今年度の予算の編成については、冒頭から申し上げておりますように、本当に予算が組めないというような状況ですね。しかし、私は今の流れを見ますと、国が合併を何としても推し進めていくために、もう嫌というほど財政的に圧力をかけながら、市長がそれに乗ったわけですね、もうまさに。と私は思いながら見えています、今の市長の

お考えを聞いていますとね。そういうことをやりながら、今国は国民に地域の自治体に圧力をかけてきているという状況だと思います。それに対してやっぱり私たちがそれに乗っかってしまうのではなく、本当に何が今大事なのかということ、住民のために何が大事なのかということをやっぱりある程度長い目で見据えながら、今後の問題に取り組んでいかんといかんと私は思いました。特に財政運営についてもそういうことを思いながら、きょうの質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

給与関係でちょっと、職員採用の方でちょっとお聞きしたいと思いますが、職員採用で今、年齢が何歳までとか、何年生まれから何年生まれまでとなっておりますけど、年齢または学歴簿を撤廃して募集する気はないか、ちょっと直接お聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

現在、30歳まで資格があります。以前ですね、平成12年ぐらいからそうなったのかなと思っています。その以前は二十五、六歳ぐらいまでが上限だというふうなこと、それから学歴は今うちがやっているのは、一般事務Aランク、これは大学出、それから一般事務Bといって、短大、高校出と、そういったランクで募集をしていますので、撤廃まではちょっと今のところ考えはございません。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

ある市がこれを全部撤廃して、職員採用の募集をしたところ、高校2年生から50数歳までの方が一応試験を受けられたということで、41歳ぐらいの方が職員に採用され、Uターン組の方もその中に含まれ、また技術的なものを持っておられて、いろんな面で職員配置の面でもよかったということで、また次の年もそういうふうな採用の仕方をするということがちょっと載っておりましたので、それをちょっと鹿島もしたら。今、仕事がなかけん、ちょっとUターンはされんとか、そういう方たちに対してもやはり地元に戻って働くという意欲が出るんやないかということで、ちょっとそれを提言したいと思いますが、市長、考えはどうですかね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと採用条件をそういう切り口で考えたことなく、今ちょっと意表をつかれたような感じがしております。ちょっと勉強させてください。一つの提案としてお受けとめしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

2点目ですけど、消防費のことでお聞きしたいと思いますが、2月に中木庭の山火事があって、そこには防火水槽が新しくできて、ポンプを三、四台つけても、水がかれなく、初期消火もよかったせいで大火にならず、今の乾燥した時期に大火にならず済んだわけですけど、組知橋付近が火事になったときに、泥水の上がりよったという話をちょっと聞いたわけですよ。それで、鹿島市で防火体制ということで、防火水槽、また用水等の整備が進んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

防火水槽とか消火栓とかいう数は、防火用水が市内に139カ所ありまして、消火栓は359カ所で設置をいたしております。これがすべて満足しているかということは、決してそうは思っておりません。今の防火用水の設置の方法としては、年次計画を立てて、ことしはここをやる、来年はここをやるという、そういった方式じゃなくて、地元の方から要望を出していただく。というのは、用地は地元提供というふうなことでございまして、そういったことで用地が整ったところを計画的にやるというのが基本的スタンスでございます。

お尋ねの泥水が上がっておったというふうなことでございまして、実はある議員さんからあの火事の後、うちの総務課に来ていただいて、指導をいただきました。特に町部は非常に守備範囲が広いということで、防火水槽とか消火栓が果たして行き届いているかと、そういった面では河川水を有効に使うというのが非常に大事だと。だから、水利がどうなっているのか、それから用水路がどうなっているのかというのは、もう前もってチェックをしておけというような御指導をいただきまして、このことはもうすぐにでも団と協議をしていきたいというふうに思っております。

ですから、そういうふうなことで泥水が上がって、非常に火が消えんやったというのは、一つ大問題でございますので、再度団本部と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

消防費のところで、防火水槽のフェンス等とかは予算についておったと思いますけど、防火水槽の設置というようなあれはちょっと載っていないと思っております。今、防火水槽の設置を要望している部落もあると思っておりますけど、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

要望を出されている部落が3部落あります。能古見地区2部落、七浦地区1部落あります。（「予算は」と呼ぶ者あり）

今年度は予算計上ありません。というのは、土地の問題がまだはっきり決着しておりませんので、そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

土地の問題が解決したら早目に防火水槽等は設置していただきたいと思っております。

次に、介護保険料、税のことでちょっとお聞きしますが、せんだって新聞を読んでいたら、介護保険料の年齢の引き下げ等で小さい自治体等が年齢を20歳というようなことで載っていましたが、鹿島市の方向は30歳か20歳かちょっとそれをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

介護保険料でございますが、今のところ介護保険事業所で行っておりますが、現在まだそういう情報はいただいておりません。（「独自に制定されるようになっておるかどうかわかんといかん」と呼ぶ者あり）

あ、制度上でございますか。（「いや、介護保険料の年齢引き下げというかな、税金を、介護保険料と言わんばかな……」「保険者によって変えられるのか、それとも法でぴしゃつと決まってしまうのか、年齢引き下げ幾らまでとか」と呼ぶ者あり）

その年齢引き下げの件については、法と思っております。（「独自に選択はできんじゃないかと」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

いや、こう思いよったんです。今、国民年金も20歳から払わんばいかんわけですよ。そいぎ、働きよらん大学生とか専門学生を抱えておったら、国民年金も払って、国保税まで20歳から払わんばいかんとなるぎ、ちょっと親の負担等が大きくなると考えたもんですから、できるならば、やっぱり30歳ぐらいからということを考えてちょっとお聞きしたわけです。

これで私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁要りますか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第1号は各所管の常任委員会に分割して付託いたします。また、議案第2号、議案第3号及び議案第7号は産業建設委員会に、議案第4号及び議案第5号は文教厚生委員会に、議案第6号は総務委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第3 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 請願上程であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、1件であります。

請願第1号 「消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書」の採択を求める請願書は、産業建設委員会に付託します。

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

明13日から14日までの2日間は休会とし、15日は産業建設委員会、16日と17日は総務委員会及び産業建設委員会、18日と19日は文教厚生委員会、20日から25日までの6日間は休会とし、次の会議は26日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時40分 散会